

名古屋市個人情報保護条例の 解釈及び運用

平成28年 4 月

名古屋市市民経済局

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与することを目的とする。

第1 趣旨

本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものである。各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行われなければならない。

第2 解釈

1 「個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項」とは、本市、事業者、市民が個人情報を取り扱う場合の基本原則及び手続をいい、具体的には、条例第3条（実施機関の責務）、第4条（事業者の責務）、第5条（市民の責務）及び第2章（実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保）等にその内容が定められている。

2 「個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利」とは、本市が保有する自己の個人情報について、開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利は、この条例により創設した権利であることから、その重要性にかんがみ、本条においてこれを明示したものである。

この条例により、市民に限らず、何人も、本市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求する権利が保障される。

具体的には、第3章（保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止）から第4章（審査請求）までにその内容が定められている。

3 「基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与する」とは、基本的人権の保護と市政の適正かつ円滑な運営の確保との調和を図

ることを意味している。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (3) 実施機関 市長、議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び本市が設立した地方独立行政法人をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第20条において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図画の内容を記録するための処理その他の規則で定める処理を除く。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。

(8) 保有特定個人情報 保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

第1 趣旨

本条は、この条例において中心的な用語について定義したものである。

第2 解釈

(第1号関係)

1 本号は、個人情報保護制度の対象となる個人情報について定義したものである。

2 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日、個人の思想、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、事業活動、社会活動等の個人に関連する情報全般をいう。この場合の「個人」とは、外国人を含むあらゆる自然人を対象とするものである。

また、公になっている情報や実施機関の職員の情報も含み、秘密とされる情報に限定されない。

なお、生存する個人に関する情報に限っていないため、既に死亡している個人に関する情報も含まれる。

3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、当該情報の本人である特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。

4 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とは、当該情報そのものからは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることを確認的に規定したものである。

なお、照合の対象となる「他の情報」には、既に照合することが可能な状態として保有している情報や新聞や出版物などで一般的に容易に知り得るものに限らず、実施機関が通常有する権限をもって入手できるもの、実

施機関の合理的な範囲での調査によって知り得るもの、通常は利用することはできないが実施機関内の他の部署や他の実施機関が保有しているものも含まれる。

(第2号関係)

1 本号は、個人情報取扱事務の届出や開示、訂正並びに消去並びに利用の停止及び提供の停止の請求の対象となる保有個人情報について定義したものである。

2 「実施機関の職員」とは、市長、議長、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者及び消防長のほか、これらのものの職務上の指揮監督権限に服する一般職、特別職のすべての職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。

3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、又は取得したことをいう。

この場合、「職務」には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。ただし、実施機関の職員が、名古屋市職員共済組合その他の市（実施機関が本市が設立した地方独立行政法人の場合は、当該地方独立行政法人）以外の団体の事務に従事している場合の当該事務は含まない。

4 「当該実施機関の職員が組織的に利用するもの」とは、個人情報が職員個人の段階ではなく、組織として共用の実態を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用可能な状態に置かれているものをいう。したがって、個人的に保有するメモ書、資料等に含まれる個人情報は、これに該当しない。

5 「実施機関が保有している」とは、当該実施機関が当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用、維持、管理、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態）をいう。したがって、事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

6 「ただし、行政文書（略）に記録されているものに限る」とは、個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるも

の等)があるが、この条例を安定的に運用するとともに、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「公開条例」という。)との整合性を確保する観点から行政文書に記録されているものに限ることとしたものである。したがって、職員が単に記憶しているに過ぎない個人情報、保有個人情報に該当しない。また、行政文書から除かれている官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの等に記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しない。(公開条例第2条第2号)

(第3号関係)

- 1 本号は、地方自治法及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)等により、独立して事務を管理し、執行する市長、議長、行政委員会、監査委員、公営企業管理者、消防長及び本市が設立した地方独立行政法人をもって、個人情報の保護制度を実施する機関としたものである。
- 2 実施機関に置かれる附属機関についても、実施機関に含まれるものである。

(第4号関係)

- 1 本号は、この条例において個人情報の保護の責任を負う事業者の範囲を定めたものである。
- 2 「法人」とは、営利法人、公益法人(社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人等)、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の法人格を有するものをいい、「その他の団体」とは、PTA、自治会、消費者団体等であつて、法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているもの(団体としての実体を備えたもの)をいう。「国、独立行政法人等(略)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。」としたのは、別途法律あるいは個別の条例等により規律されることから除いたものである。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

(第5号関係)

- 1 本号は、個人情報保護制度に係る電子計算機処理について定義したものである。
- 2 「電子計算機」とは、一般的用法に従い、①デジタル回路により構成され、②プログラム内蔵方式による自動逐次制御が行われる（汎用）、③電子式情報処理機械をいう。電子計算機の規模、能力による限定を設けず、パーソナルコンピュータも対象とする。しかし、ワードプロセッサ（専用型）、光ディスクファイリングシステム（電子ファイリングシステム）は汎用でないので、ここにいう電子計算機には含まれない。
- 3 「情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力」とは、それぞれ次に掲げることをいう。
 - (1) 入力及び出力 外部記憶装置あるいは入力装置から電子計算機の内部記憶装置に情報を転送する（電子計算機に情報が入る）ことを入力といい、電子計算機の内部記憶装置から外部記憶装置あるいは出力装置に情報を転送することを出力という。
 - (2) 蓄積 情報を電子計算機から外部記憶装置に転送し、入力結果等を蓄えることをいう。
 - (3) 編集 後の処理のためにデータを準備することをいい、データの並べ換え、付加、不必要なデータの削除、書式制御、コード変換、ゼロ抑制等の処理を含む。
 - (4) 加工 計算や論理判断による演算処理のことをいう。
 - (5) 修正 誤った情報を正しい情報に変換することをいう。
 - (6) 更新 データ媒体上のファイル形式は変更せずにファイルの内容を変更することをいう。
 - (7) 検索 蓄積されているデータから特定の情報を探し出すことをいう。
 - (8) 消去 記憶媒体に記憶された情報を消して何も記録していない状態にすることをいう。
- 4 「専ら文章を作成し、又は文書図画の内容を記録するための処理その他の規則で定める処理」は、情報処理・通信技術の発展に伴ってどのような類似処理形態が出現するか予測困難であることから、規則で定めることとしたものである。（名古屋市個人情報保護条例施行細則（平成17年名古屋

市規則第85号。以下「施行細則」という。) 第2条)

(第6号関係)

本号は、この条例において開示、訂正、消去・利用停止の各請求の主体となる「本人」の範囲を定義したものである。

(第7号関係)

- 1 本号は、特定個人情報の定義を示したものである。
- 2 「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項において、同条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報と定義されている。
- 3 番号法第2条第8項における「個人情報」とは、同条第3項により、地方公共団体にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報とされており、この条例における個人情報の定義とは異なることに留意する必要がある。

この定義の差異により、個人番号をその内容に含む死者の個人情報については、この条例第2条第1号における「個人情報」には該当するものの、番号法第2条第8項における「特定個人情報」には該当しないこととなる。

(第8号関係)

本号は、保有特定個人情報の定義を示したものである。

第3 運用

1 死者の個人情報

死亡している個人の生前の情報については、死亡前には個人情報として取り扱われていたにも関わらず、死亡の時点を経境として異なってくことは適当でないと考えられるため、個人情報として取り扱うものである。その情報の主体は一義的には当該死亡している個人であるが、場合によっては、その遺族となることがあることにも留意する必要がある。

なお、個人番号をその内容に含む死者の個人情報については、第7号の「特定個人情報」には該当せず、第1号の「個人情報」に該当すること

にも留意する必要がある。

2 事業を営む個人の当該事業に関する情報

個人事業主の当該事業に関する情報については、個人事業主の当該事業に関する情報と個人に関する情報とを明確に区分することは困難であるので、広く個人情報を保護する観点から制度の対象とするものである。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、この条例の目的を達成にするために、実施機関が果たすべき責務について規定したものである。

第2 解釈

「個人情報の保護について必要な措置」とは、条例第2章以下に定められている個人情報取扱事務の届出、保有の制限の徹底、個人情報の適正管理の徹底、簡易開示の実施等である。実施機関は、これらの内容を確実に履行するために、その職員への研修、規程等の策定、必要な指示等を行う責務がある。

第3 運用

個人情報保護法では、区域内の事業者等への支援（同法第12条関係）及び事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあっせん等（同法第13条関係）が地方公共団体の責務として規定されており、これらの責務を果たすためにも、本条の責務を確実に果たすことが必要である。

区域内の事業者等への支援については、実施機関は、その所管する事業者に対して、個人情報保護法の周知や個人情報の保護に関する各種制度の情報提供等に努めるものとする。

苦情のあっせん等については、本市の一次的な相談窓口は市民経済局市民生活部市政情報室（以下「市政情報室」という。）に設けられているが、実施機関は、その所管する事業者に関する市民の相談、苦情については、市政情報室、国、県等と調整を図りながら、適切な処理に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

第1 趣旨

本条は、実施機関とともに、個人情報保護に関して重要な役割を持つ事業者の責務について定めたものである。

第2 解釈

- 1 「事業者」とは、条例第2条第4号に規定する事業者をいい、個人情報保護法第2条第3項にいう「個人情報取扱事業者」に限るものではない。
- 2 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報that不当に流出、利用、改ざんされたり、不適正な取得がされたり、誤った個人情報が利用されることのないように、適正な取扱いを行うことの重要性について認識することをいう。
- 3 「個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置」とは、個人情報保護法第4章に規定されている個人情報取扱事業者の義務を遵守したり、個人情報の取得、管理、利用についての内部基準を定めたり、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うことをいう。
- 4 「本市の施策に協力」とは、条例の適正な運用、個人情報の保護の重要性についての意識啓発その他の個人情報の保護に関する本市の施策に対する協力をいう。
- 5 事業者について、本市が出資する法人等で規則で定めるもの及び本市の公の施設を管理する指定管理者については、本条に加えて、条例第63条及び第64条でさらに責務を課している。また、個人情報取扱事業者に該当する事業者については、個人情報保護法第4章でさらに義務が課されている。

第3 運用

事業者が本条の責務を果たせるよう、実施機関は、条例第3条で規定する

事業者への意識啓発等を積極的に行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、市民は、個人情報の保護の重要性について認識し、一人ひとりが個人情報の保護に努める責務を有することを明らかにしたものである。

第2 解釈

- 1 一般に、市民は保護の対象である個人情報の主体としてその権利利益の不当な侵害の被害者として扱われる場合が多いが、ケースによっては自覚があるか否かに関わらず市民が加害者の立場にたつこともあり得る。

このため、日常生活の中で、市民がお互いに個人情報の重要性について認識し合うとともに、市民自身が加害者になり得るという意識を持ち、個人情報の保護に一定の役割を果たすようになることを期待するものである。

- 2 「正当に行使」とは、この条例により保障された自己を本人とする保有個人情報の開示請求権等の権利を濫用することなく、本制度の目的に沿って行使することをいう。

第3 運用

- 1 市民が本条の責務を果たせるよう、実施機関は、事業者の意識啓発と同様に条例第3条に規定する市民への意識の啓発を行うものとする。
- 2 著しく不適正な開示請求等については、権利濫用の一般法理により開示請求等を却下するものとする。

第2章 実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 保有個人情報の対象者の範囲
- (5) 保有個人情報の記録項目
- (6) 保有個人情報の取得先
- (7) 保有個人情報の電子計算機処理をするときは、その旨
- (8) 第11条第1項ただし書の規定により保有個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (9) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 市長は、規則で定める方法により、前3項の規定により届出があった事項を公表しなければならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 本市の職員若しくは職員であった者又は本市が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項を取り扱う個人情報取扱事務

- | |
|---|
| <p>(2) 一時的な個人情報取扱事務であって、1年以内に廃棄又は消去することとなる保有個人情報のみを取り扱うもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる個人情報取扱事務に準ずるものとして規則で定める個人情報取扱事務</p> |
|---|

第1 趣旨

本条は、実施機関における保有個人情報の取扱いの内容を明らかにするとともに、市民が開示請求等の際の検索に利用するために、保有個人情報を取り扱う事務について、市長に届け出ることを義務付けるとともに、届出された事項を公表することを定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、原則として事務の開始前に、事務の名称、目的等を市長に届け出なければならないことを定めたものである。
- 2 「個人情報取扱事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、保有個人情報を取り扱うものをいう。
- 3 「保有個人情報の対象者の範囲」（第4号）とは、当該個人情報取扱事務において取り扱う保有個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、被表彰者、納税義務者、講師のような個人の類型をいう。
- 4 「保有個人情報の記録項目」（第5号）とは、氏名、性別、生年月日、住所、職業、資格、収入等をいう。

なお、個人番号の取扱いの有無及び特定個人情報の範囲についても、記録項目として届け出るものとする。

- 5 「保有個人情報の取得先」（第6号）については、本人から取得する場合のほか、本人以外のものから取得する場合（条例第8条第2項ただし書の規定に基づく取得）もあるので、取得先を明らかにするために、届出事項としたものである。
- 6 「保有個人情報の電子計算機処理をするとき」（第7号）とは、保有個人情報について条例第2条第5号に規定する電子計算機処理を行うときを

いい、施行細則第 5 条各号に規定する、新たに電子計算機処理を行うに当たって個人情報保護審議会の意見聴取を必要としない電子計算機処理も含むものである。

7 「経常的に行う」（第 8 号）とは、保有個人情報の個人情報取扱事務の目的以外の目的での利用又は提供が、常に又は定期的に行われるような場合のことをいい、発生する可能性があるという程度の場合には含まない。

8 「前各号に掲げるもののほか規則で定める事項」（第 9 号）とは、施行細則第 3 条第 1 項に規定されている個人情報データファイルの名称等である。

（第 2 項関係）

1 本項は、実施機関が、第 1 項の規定により届出を行った個人情報取扱事務に係る届出事項を変更するとき又は個人情報取扱事務自体を廃止しようとするときは、原則として、変更や廃止を行う前に市長に届け出なければならないことを定めたものである。

2 個人情報取扱事務の目的及び概要の変更については、変更前の目的及び概要と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲でのみ行うことができるものとする。

（第 3 項関係）

本項は、実施機関が当初予定していない突発的な事務が発生し、緊急かつやむをえない理由により、事前に届出ができない場合においては、届出がなくても個人情報取扱事務を行うことを認めるが、事後に届け出なければならないことを定めたものである。

（第 4 項関係）

1 本項は、実施機関における保有個人情報の取扱いの状況を市民に周知し、開示請求等をする場合の検索に利用するため、届出事項を公表することを定めたものである。

2 「規則で定める方法」とは、施行細則第 3 条第 2 項に規定されている市民情報センター（以下「センター」という。）において一般の閲覧に供する方法とインターネットを利用する方法である。

（第 5 項関係）

- 1 本項は、実施機関が行う個人情報取扱事務の中には、一時的に行われるものや市と職員との関係に基づく内部的なものであって改めて公表等をする必要性が乏しいものもあることから、このような個人情報取扱事務については、届出を要しないこととしたものである。
- 2 「本市の職員若しくは職員であった者又は本市が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項」（第1号）には、非常勤特別職の職員の委嘱、任命、報酬等に関するものは含まれない。
- 3 「一時的な個人情報取扱事務」（第2号）とは、あらかじめ事務が1年以内に廃止されることが予定されて行われる事務や、突発的に事務が発生したが1年以内に廃止されることが明らかな場合をいう。
- 4 「規則で定める個人情報取扱事務」（第3号）とは、施行細則第3条第4項に規定する事務である。

第3 運用

個人情報取扱事務の届出に関するの手続は、「個人情報保護事務取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）第3によるものとする。

(保有の制限)

第7条 実施機関は、個人情報保有に当たっては、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にするとともに、当該目的を達成するために必要な範囲内において行わなければならない。

第1 趣旨

本条は、不要な個人情報の保有や過剰な個人情報の取得又は作成は、市民の権利利益の侵害につながりやすいため、実施機関が個人情報を保有する場合は、当該個人情報を取り扱う必要があることを明確にできる場合に限るとともに、事務上必要のない個人情報については保有しないことを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「個人情報を保有する」とは、当該個人情報を事実上支配している（当該個人情報の利用、維持、管理、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。
- 2 「個人情報を取り扱う事務」とは、保有個人情報を取り扱う事務である個人情報取扱事務だけではなく、保有個人情報ではない個人情報を取り扱う事務をも含む。
- 3 「目的を明確にする」とは、内部規制として、事務を所管する部署において事務の目的を確認し、対外的にも明らかにできる状態をいう。

個人情報取扱事務においては、条例第6条により事務の目的を市民に明らかにすることとなるが、それ以外の事務においては、積極的に市民に明らかにすることまでは必要ないが、説明を求められた際に応じられるようにしておく必要がある。

- 4 「当該目的を達成するために必要な範囲内」とは、当該個人情報を取り扱う事務を執行していく上で、目的達成上必要とされる個人情報の範囲をいい、目的達成に必要な個人情報以外の保有を禁ずる趣旨である。

第3 運用

個人情報を保有する場合は、当該個人情報を取り扱う事務の目的を、事務

を所管する部署において、職員に周知し、市民からの要請があれば説明できるように努めなければならない。

(取得の制限)

第 8 条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

第 1 趣旨

本項は、実施機関が個人情報を取り扱う最初の段階の一つである取得について、適正かつ公正な手段で行うことを定めたものである。

第 2 解釈

- 1 「取得」とは、実施機関が実施機関以外のものから個人情報を入手することをいう。入手の形態を問わず、実施機関の職員が職務上口頭で個人情報を得る場合も取得に当たる。また、相談者や苦情申出者等からその自由な意思により実施機関へ提供される場合も取得に当たる。

なお、一度実施機関が取得した個人情報を当該実施機関内部で使用することは、個人情報の「利用」に該当し、個人情報を「取得」する行為には該当しない。

- 2 「適法かつ公正な手段」とは、法規に適合し、かつ社会通念に照らして是認できるような手段をいう。

第 3 運用

- 1 適法かつ公正な手段によらない取得とは、判断能力の乏しい子どもを通じて親の同意なしに親に関する個人情報を取得する場合や、相当の理由がないのに録音していることを隠して本人に語らせる場合等である。
- 2 偽りその他不正な手段により取得された個人情報であることを明確に認識しながら二次的に取得することは本項に違反する。

- 2 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意を得ているとき。
 - (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により、公にされているものから取得するとき。
 - (4) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から取得することが困難なとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰等の事務を行う場合において、本人から取得したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関から取得することに相当の理由があると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、本市の公の施設を管理するものに限る。以下同じ。）その他公共的団体等から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

第1 趣旨

本項は、個人情報の取得に当たっては、個人情報の正確性を確保し、あるいは自己に関する個人情報の取得について本人に関与させるため、本人から直接取得することを原則とするとともに、事務の性質により本人以外のもの

から取得せざるを得ない場合があることや市内部の事務処理の効率化を考慮してその例外を定めたものである。

第2 解釈

(本文関係)

「本人から取得」とは、個人情報の本人から、本人の個人情報が記載された文書等を直接受け取るほか、本人が認識又は認識し得る状況で、本人の所有物や容ぼう等の情報をカメラでの撮影等により他者を介さずに直接入手することをいう。したがって、自己の容ぼう等の情報が入手されていることが認識できない状況で、個人情報を取得することは、「本人から取得」したことにならない。

(第1号関係)

本号の「本人の同意を得ているとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意があることを原則とする。ただし、本人以外から個人情報を取得することについて、客観的に本人の同意があったとみなし得る場合については、例外として本人の同意を得ているときとして取り扱うことも認められる。

(第2号関係)

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他国の命令をいう。
- 2 「法令又は条例に定めがあるとき」とは、法令又は条例で、本人以外のものに対して実施機関へ個人情報を提供することを義務付けている場合、本人以外のものから取得することを明文で定めている場合のほか、法令又は条例の趣旨、目的からみて、本人以外のものから個人情報を取得し得ると解される場合も含まれる。

なお、本号に基づき取得できる個人情報の範囲は、法令又は条例の規定の趣旨から導かれるものに限られる。

(第3号関係)

「出版、報道等により、公にされている」とは、図書、新聞、書籍、テレビ、ラジオ、ウェブサイト、国及び地方公共団体が発行する官報、公報、報告書等により、一般に取得し、又は知り得る状態にあり、その公知性に疑義がないことをいう。したがって、同窓会名簿など特定の範囲にのみ配布され

るものは、「公にされているもの」とはいえない。

(第4号関係)

「個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない」とは、火災、地震等の自然災害による生命、財産等の損失のおそれのほか、犯罪、事故等の人為的危険から個人を守る場合であって、個人情報を取得することに相当の理由があり、時間的余裕がなく、本人以外から取得する以外に適当な手段がないことをいう。

(第5号関係)

本号は、所在不明、長期不在のため、又は本人が心神喪失、乳幼児等で意思表示ができないため、事実上本人から取得することが困難な場合に、本人以外から個人情報を取得できることを定めたものである。

(第6号関係)

- 1 本号は、争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰等の事務においては、その性質上本人から取得したのでは事務が公正、正確に行われなくなるため事務の目的を達成し得ない場合や、本人から取得したのでは事務の執行が困難になる場合に、本人以外から個人情報を取得することができる旨を定めたものである。
- 2 「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）等の審査請求をいう。
- 3 「選考」とは、個人の能力、資質、経歴等の調査に基づいて、特定の地位等に就く適任者の選定を行うことをいう。
- 4 「指導」とは、学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行う教育や指導をいう。
- 5 「相談」とは、生活、健康等に関して話し相手となることや意見を求められることをいい、それに対して行った対処方法、回答等を含むものである。
- 6 「交渉」とは、相手方との話し合いによる取り決めを行うことをいい、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉等である。
- 7 「顕彰」とは、功績などを公表し、表彰することをいう。

(第7号関係)

- 1 本号は、個人情報を知他の実施機関から取得する場合について定めたものである。

たとえ、取得先が本市の機関である他の実施機関であっても、相当の理由があると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限って取得することを認めたものである。

- 2 「相当な理由」とは、本人以外から取得することについて必要性、正当性があることをいう。

(第8号関係)

- 1 本号は、取得先が公の機関、公の施設を管理する指定管理者又は公共的団体等であることを考慮して設けられたものである。

たとえ、取得先が公の機関等であっても、個人情報の取扱いには十分配慮しなければならないことから、事務の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限ってこれらの機関等から取得できることを認めたものである。

- 2 「公共的団体等」とは、地方自治法第157条の公共的団体等と同義である。公共的な活動を営むものはこれに含まれ、法人たると否とを問わない。

(第9号関係)

- 1 第1号から第8号までに該当しない場合は、本号の規定により実施機関が、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえで、公益上必要があると認めた場合に限り、本人以外から取得できることとしたものである。

第3 運用

- 1 管理用カメラの設置及び運用については、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針（平成19年9月7日市民経済局長決裁）」によるものとする。
- 2 「出版、報道等により公にされているもの」については、出版、報道等により公にされているもののすべてが正確な情報であるとは限らないことから、その取得に当たっては、出典、取得時期等を明らかにするように努めるものとする。
- 3 他の実施機関、公の機関等から取得する場合においては、当該機関が個

人情報を提供することが、条例、当該機関の定めている規程又は個人情報保護法等に抵触していないかを確認するよう努めるものとする。

- 4 事務所管課は第9号に該当する個人情報を取得しようとする場合は、あらかじめ、市政情報室と協議した上で、審議会の意見を聴かなければならない。（取扱要綱第4第2項）

3 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急に必要があると認められるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第1 趣旨

本項は、実施機関が、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、利用目的をあらかじめ明示しなければならないことを定めたものである。

一方、利用目的を明示することにより支障が生ずる場合、利用目的を明示する実益に乏しい場合には、事前の利用目的明示義務を課さないこととするものである。

第2 解釈

（本文関係）

1 「直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得する」とは、申請書やアンケート調査票など、実施機関が定める様式に従い本人が記載した個人情報を取得する場合であり、個人情報が記録された書面が一方的に送られてきた場合には、あらかじめ利用目的を明示することができないため、本項は適用されない。

- 2 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録全般をいい、光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）などの媒体に記録され、その内容の確認に再生用の機器を用いる必要がある情報をいう。

（第 1 号関係）

生命、身体又は財産等を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外するものである。

（第 2 号関係）

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで、利用目的の明示を義務付けることは適當ではないことから、適用を除外するものである。

（第 3 号関係）

利用目的を明示することにより、本市の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、公共の利益が損なわれるおそれがある場合にまで、利用目的の明示を義務付けることは適當ではないことから、適用を除外するものである。

（第 4 号関係）

特定目的の申請書で収集した個人情報を、当該申請の処理のみに用いる場合など、個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかな場合にまで、利用目的の明示を義務付ける必要性が認められないことから、適用を除外するものである。

第 3 運用

- 1 本項は、直接書面に記載された個人情報を取得する場合における利用目的の明示を義務付けたものであるが、本項以外の場合であっても、本人から個人情報を取得するときは、個人情報取扱事務の目的、使用方法について明示するよう努めなくてはならない。（取扱要綱第 4 第 1 項第 1 号）
- 2 明示の方法は、窓口での掲示や口頭によるもの等でも足りるが、できる限り、本人が利用目的を明確に認識できるよう、個人情報の取得に用いる書面様式に利用目的を記載するものとする。（取扱要綱第 4 第 1 項第 2

号)

(要注意情報の取得の禁止)

第9条 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに市長が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報（以下「要注意情報」という。）を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて事務の目的達成に必要不可欠であると認めたとき。

第1 趣旨

思想、信条及び宗教に関する個人情報は、内心の自由に深く関わるものであり、基本的人権を侵害するおそれがある大きな個人情報である。また、社会的差別の原因となるおそれがある事項に係る個人情報についても、個人の権利利益の侵害に結びつくおそれの強いものであることから、これらの要注意情報について、原則として取得することを禁止するとともに、その例外となる場合を定めたものである。

第2 解釈

(本文関係)

- 1 「思想、信条」に係る個人情報とは、政治思想、支持政党、政治的活動の経歴、人生観、倫理観など政治、社会等に対するその人の根本的な考え方や信念等に関する情報が、これに該当するものであり、性格、性質、趣味、嗜好等は、これに該当しないものである。
- 2 「宗教」に係る個人情報とは、信仰する宗教、宗派、宗教上の儀式、行為等に関する情報をいう。
- 3 「社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報」とは、社会生活において一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が社会的にいわれのない差別を受けるおそれがある情報をいう。その内容が客観的に明らかであるとはいえないため、審議会に意見を聴い

た上で市長が定める（告示する（施行細則第4条））こととしたものであり、以下のとおり告示（平成8年名古屋市告示第341号）された。

名古屋市個人情報保護条例（平成8年名古屋市条例第28号）第7条第4項に規定する社会的差別の原因となるおそれがあるとする事項は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であることとする。

（第1号関係）

- 1 「法令」とは、条例第8条第2項第2号の「法令」と同義である。
- 2 「法令又は条例に定めがあるとき」とは、法令又は条例に取得できることを明文で定めている場合のほか、法令又は条例の趣旨、目的からみて、取得できるものと解される場合も含むものとする。

（第2号関係）

「事務の目的達成に必要不可欠」とは、当該個人情報を取得しなければ、事務の執行が困難となるような場合をいう。

第3 運用

- 1 実施機関が能動的に要注意情報を取得するときに本条の適用があるのは当然であるが、市民から自由な意見等を受動的に取得する場合でも、要注意情報が含まれる場合には本条の適用があることに注意しなければならない。
- 2 実施機関が取得する個人情報の中には、本条に規定する要注意情報には該当しないが、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害するおそれ大きい個人情報（犯罪歴、人種・民族、疾病、遺伝、心身の障害、生活保護、離婚歴等に関する個人情報）もあるので、社会情勢の変化に応じて、必要な場合は、審議会の意見を聴くなど、これらの個人情報の取得及びその後の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう十分配慮しなければならない。
- 3 事務所管課は第2号に該当する個人情報を取得しようとする場合は、あらかじめ、市政情報室と協議した上で、審議会の意見を聴かなければならない。（取扱要綱第4第2項）

(個人情報の適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存する必要があると認められるものについては、この限りでない。

第1 趣旨

本条は、実施機関が保有する個人情報の適正な維持管理の確保及び保有する必要がなくなった個人情報の適正な廃棄や消去について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つ」とは、個人情報の内容、条例第7条で明らかにしている目的に応じて、必要な範囲で正確性及び最新性を確保することをいう。

(第2項関係)

「適切な管理のために必要な措置」とは、具体的には次に掲げる措置が考えられるが、実施機関ごとに個人情報の内容、取扱いの目的に応じ、適切な措置を講ずるものとする。なお、「名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）」に定める手続や保護対策は、本項に規定する措置に含まれるものである。

- 1 個人情報の適正な維持管理のための規程等の整備
- 2 電子計算機処理に係る人的情報保護対策、技術的保護対策、物理的保護対策
- 3 個人情報の維持管理に係る施設、設備の整備等

4 個人情報を取り扱う職員の意識向上

(第3項関係)

- 1 「保有する必要がなくなった」とは、保有個人情報については、「名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）」に基づいて定められた保存期間が経過したことをいうが、保存期間が設定されていないものや保有個人情報でないものについても、当該個人情報の性質等に応じて、随時廃棄又は消去する必要がある。
- 2 「確実」とは、焼却、裁断、溶解など第三者が当該廃棄物を入手することにより個人情報に他に漏えいすることのない方法によることをいう。
- 3 「消去」とは、条例第2条第5号の「消去」と同義である。

第3 運用

(第1項関係)

本項は努力義務に留まっているが、正確性及び最新性を保つことは個人情報の保護上重要なことであるため、努力義務とはいえ、定期的に調査を行うなどして、できる限り正確性及び最新性を確保しなければならない。

(第2項関係)

事務所管局等は、個人情報の紛失、漏えい等の事件が発生した場合には、速やかに総務局行政改革推進部法制課及び市政情報室（電子情報の場合は加えて総務局行政改革推進部情報化推進課（以下「情報化推進課」という。））に報告するものとする。（平成18年11月24日総務局長及び市民経済局長通知）

(利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。
- (2) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により、公にされているとき。
- (4) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
- (5) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (7) 個人情報の提供を受ける実施機関が、法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。
- (8) 個人情報の提供を受ける国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）又は指定管理者が、法令又は条例で定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を使用する場合であって、当該個人情報を使用することについてやむを得ない理由があるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のため

に、特定個人情報を実施機関内で利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を実施機関内で利用することができる。ただし、特定個人情報を個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために実施機関内で利用することによって、人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第1 趣旨

本条は、実施機関が、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で、個人情報を利用すること又は当該実施機関以外のものへ提供すること（以下「個人情報の目的外利用・提供」という。）を原則として禁止することを定めるとともに、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、市民の負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化を図る観点から有効利用を図る必要がある場合や、本人の利益、公益のために本来の目的以外の目的での利用が要請される場合もあるため、例外的に取得時に明確にされている目的以外の目的での利用・提供ができることを定めたものである。

なお、特定個人情報の利用及び提供については、番号法により特に厳格な取扱いが求められることから、第11条から除外し、第11条の2及び第11条の3において、別途その取扱いについて定めたものである。

第2 解釈

(第11条第1項関係)

- 1 「個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的」とは、条例第6条の規定により届出が必要な個人情報取扱事務においては、あらかじめ届出がされている目的とは異なる目的、それ以外の事務においても条例第7条であら

かじめ明確にされている目的とは異なる目的のことをいう。

- 2 「当該実施機関以外のもの」とは、他の実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、公益法人、会社その他の本市以外の法人、団体及び個人をいう。

(第 1 号関係)

「本人の同意を得ているとき」とは、文書又は口頭による個別具体的な意思表示としての同意があることを原則とする。ただし、当該個人情報の目的外利用・提供について、客観的に本人の同意があったとみなし得る場合については、例外として本人の同意を得ているときとして取り扱うことも認められる。

(第 2 号関係)

- 1 「法令」とは、条例第 8 条第 2 項第 2 号の「法令」と同義である。
- 2 「法令又は条例に定めがあるとき」とは、個人情報の目的外利用・提供が法令又は条例の規定に明文で定められている場合（当該実施機関以外のものが照会することができる旨が定められている場合（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 等）も含む。）のほか、法令又は条例の規定の趣旨、目的からみて、個人情報の目的外利用・提供ができると解される場合を含むものである。

(第 3 号関係)

「出版、報道等により、公にされている」とは、条例第 8 条第 2 項第 3 号の「出版、報道等により、公にされている」と同義である。

(第 4 号関係)

「公表することを目的として作成し、又は取得したとき」に該当する個人情報とは、本市の職員の所属及び氏名、選挙公報に搭載するための候補者から提供された個人情報等である。

(第 5 号関係)

「個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の自然災害による生命、財産等の損失のおそれのほか、犯罪、事故等の人為的危険から個人を守る

場合であって、時間的余裕がなく、個人情報等の目的外利用・提供を行う以外に適当な手段がない場合をいう。

(第6号関係)

- 1 本号は、実施機関が、法令等の定める所掌事務を遂行するに当たり、市民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政運営の効率化などを図る観点から、当該実施機関内で当初の個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で利用することを一定の範囲において認めるものである。
- 2 「法令等」の範囲は、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令、他の条例、規則、規程のほか、通達、要綱等を含むものである。
- 3 「法令等の定める所掌事務」とは、実施機関が法令等に基づいて行う本来的な事務であり、具体的には、名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）、名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）等に定める分掌事務に基づいて行う事務をいう。
- 4 「相当な理由」とは、個人情報を目的外利用することについて必要性、正当性があることをいう。

相当な理由があるかは、個人情報の内容、当該個人情報の取り扱う事務の目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することとなるが、個人情報の目的外利用は例外的な取扱いであるという本条の趣旨から、例外的な取扱いをすることにふさわしい理由があることが求められる。

(第7号関係)

本号は、市民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政運営の効率化などを図る観点から、他の実施機関が当該個人情報を利用する必要があるときに、当該他の実施機関に提供できることを一定の範囲において認めるものである。

(第8号関係)

- 1 本号は、市民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政運営の効率化などを図る観点から、国、独立行政法人等、他の地方公共団体等が法律又は条例で定める事務等において、実施機関が保有する個人情報を使用する必要がある場合に、国等に提供できることを一定の範囲において認めるものである。

- 2 「やむを得ない理由があるとき」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があるだけでなく、実施機関が保有している個人情報を提供する以外に取得する方法がない場合や取得が著しく困難な場合で、当該個人情報を使用しないと事務又は業務の遂行に著しい支障が生ずる場合をいう。

(第9号関係)

- 1 本号は、本項第1号から第8号までの要件に当てはまらないが、公益上個人情報の目的外利用・提供が必要な場合は、審議会に意見を聴いた上で、行うことができることを定めたものである。
- 2 審議会に意見を聴くこととしたのは、実施機関の判断だけでなく、審議会に意見を聴くことにより個人情報の目的外利用・提供を行う判断を慎重かつ的確なものとするためである。

(第11条第2項関係)

- 1 本項は、第1項各号に該当する場合においても、個人情報の目的外利用・提供に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように規制をしようとするものである。
- 2 「不当に侵害する」とは、個人情報の目的外利用・提供が、条例の趣旨からみて、違法ではないが、適当でないことをいう。

(第11条の2第1項関係)

本項は、特定個人情報の目的外利用を原則として禁止するものであるが、特定個人情報にあつては、番号法第9条に基づき個人番号を利用できる範囲において、「個人情報を取り扱う事務の目的」に含まれる。

(第11条の2第2項関係)

- 1 本項は、番号法の趣旨に沿って、特定個人情報の目的外利用が認められる場合を規定したものである。
- 2 「不当に侵害する」とは、特定個人情報の目的外利用が、条例の趣旨からみて、違法ではないが、適当でないことをいう。

(第11条の3関係)

本条は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供を禁止するものである。

なお、条例上の提供は、実施機関以外のものに個人情報を渡す場合をいうが、番号法上は、他の機関に特定個人情報を渡す場合をいうことに留意する。

第3 運用

(第11条第1項関係)

- 1 個人情報の目的外利用・提供は、本人の知らない所で自分の個人情報が使われることとなるため、できる限り本人の同意を得ることが望ましい。
- 2 本人の同意を得るとき（第1号）は、同意があったことを明確にするために、書面で同意を得るのが望ましい。
- 3 本人の同意を得るとき（第1号）は、どのような目的のために利用又は提供するかを個別具体的に説明する必要がある、包括的な同意は認められない。

また、本人の真意に基づく同意を得るため、本人に対し、対象となる個人情報の内容、利用目的、提供先等について個別具体的に説明し、本人から直接同意を得るものとする。

なお、やむを得ない理由により、第三者を介して本人の同意を得る必要がある場合には、事務所管課は、その実施方法について市政情報室と協議しなければならない。（取扱要綱第5第1項）

- 4 事務所管課は、法令又は条例の規定に基づき個人情報の提供を求められた場合（第2号）は、提供を行うことを罰則等により強制されない限り、提供を行うことにより個人の権利利益が不当に侵害されることがないように、提供を求める目的、内容を次に掲げる基準に照らしあわせ、提供の可否について判断をしなければならない。（取扱要綱第5第2項）
 - (1) 提供を求める目的が明確・適正であり、かつ、当該目的の達成によりもたらされる公益が、個人情報が提供されることにより個人の権利利益に及ぼす不利益と比較して、なお上回る利益を有するものであるか。
 - (2) 提供を求める個人情報の内容が目的からみて必要不可欠のものか。
 - (3) 提供を求める個人情報の内容に要注意情報が含まれていないか。
 - (4) 本市に提供を求める以外に当該個人情報を確認する有効な手段はないか。

- 5 実施機関は第9号の規定に基づき審議会の意見を聴いたときは、その意見を尊重し、個人情報の目的外利用・提供が公益上必要があるかどうかを判断しなければならない。
- 6 事務所管課は第9号に該当する個人情報を利用又は提供しようとする場合は、あらかじめ、市政情報室と協議した上で、審議会の意見を聴かなければならない。（取扱要綱第5第3項）

（第11条第2項関係）

- 1 実施機関は、第1項ただし書の規定による個人情報の目的外利用・提供を行うときは、相手方との間で覚書を取り交わすよう努めるものとする。
この覚書には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 目的外利用・提供に係る個人情報の内容及び利用又は使用目的に関する事項
 - (2) 目的外利用・提供に係る個人情報の授受の方法及び利用又は提供期間に関する事項
 - (3) 目的外利用・提供に係る個人情報の秘密の保持に関する事項
 - (4) 目的外利用・提供に係る個人情報の目的外利用又は使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - (5) 目的外利用・提供に係る個人情報の複写の禁止又は制限に関する事項
 - (6) 事故発生時における報告に関する事項
 - (7) 目的外利用・提供に係る個人情報の保管、廃棄、返却等に関する事項
 - (8) 前各号に掲げる事項に違反した場合の措置に関する事項
 - (9) その他個人情報の保護に関し必要な事項
- 2 事務所管課は、条例第72条第2項に規定する個人情報データファイルの目的外利用・提供を行うときは、あらかじめ、市政情報室と協議しなければならない。また、この場合、相手方と覚書を取り交わし、市政情報室長に報告しなければならない。（取扱要綱第5第4項）

（その他）

地域団体が行うコミュニティ活動のために、市民との協働の観点から本市が保有する個人情報を地域団体の使用に供する場合は、「名古屋市が保有する個人情報を地域団体の使用に供することに関する指針」によるものとする。

(提供先への措置の要求)

第12条 実施機関は、実施機関以外のものへ個人情報（特定個人情報を除く。）を提供するときは、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、当該個人情報に適正に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の返却又は取扱いの是正を求めるものとする。

第1 趣旨

本条は、個人情報を取り扱う事務の目的のために提供するか、当該目的以外の目的のために提供するかを問わず、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合においては、提供先に対し、提供に係る個人情報の適切な取扱いについて、必要な措置を講ずることを求めるべき実施機関の義務について定めたものである。

なお、特定個人情報については、その厳格な取扱いが番号法において定められていることから、本条の適用を除外するものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 「実施機関以外のもの」とは、この条例に規定する実施機関以外のものをいい、具体的には、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、公益法人、会社その他の本市以外の法人、団体及び個人をいう。

2 「その他必要な制限」とは、提供する個人情報の取扱者の範囲の制限、第三者への再提供の制限又は廃棄、消去、返却等使用後の取扱いの指示などをいう。

3 「必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失等を防止するための適正な管理、内部における取扱規程の整備等をいう。

(第2項関係)

- 1 「当該個人情報 that 適正に取り扱われていないと認めるとき」とは、個人情報 that あらかじめ定められた使用目的や使用方法から逸脱した使用が行われたり、管理状態 that 適切でないなど、放置しておく that 個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときをいう。
- 2 「取扱いの是正を求める」とは、個人情報の提供先が行っている個人情報の不適正な取扱いを指摘し、個人情報の保護 that 図られるよう改善を求めることをいう。

第3 運用

- 1 本条の義務は、提供する個人情報の内容、提供の形態等を勘案し、提供先に対して個人の権利利益を保護するための措置を求める必要があるときに課されるものである。そのため、個人情報を公表する場合や実施機関が出版する物に個人情報 that 含まれている場合など、提供することによっても個人の権利利益を侵害しないことが明らかであると判断し提供しているような場合には、本条に定められている措置等を講ずる必要がない場合もある。
- 2 個人情報の提供先が個人情報の取扱いを適正に行っているかを判断するためには、提供先から報告を求めたり、使用状況を調査することが必要であり、調査等 that 円滑に行えるようにするために、提供する際の条件に調査や報告の求めに応ずることを定めておくことが有効である。
- 3 提供先が、個人情報の不適正な取扱いを行っていることが判明した場合に、返却を求めるか是正を求めるかは、それぞれの事案により判断するものであるが、再三是正を求めても改善されないような場合、悪質な使用方法違反など、取扱いを続けさせることで市民の権利利益が侵害されるおそれがあるような場合は、返却を求めるものとする。

(要注意情報の電子計算機処理の禁止)

第13条 実施機関は、要注意情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、事務の目的達成に必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めたとき。

第1 趣旨

本条は、要注意情報を電子計算機により処理することを原則として禁止することを定めたものである。

第2 解釈

本条は、要注意情報については、個人の権利利益の侵害に直結するおそれ強いものであるため、原則として電子計算機処理をすることを禁止することとしている。しかし、法令又は条例に定めがあるときや、事務処理の効率的な執行の観点から、あらかじめ審議会の意見を聴き、事務の目的達成に必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めたものについては、電子計算機処理をすることができるとしたものである。

(第1号関係)

- 1 「法令」とは、条例第8条第2項第2号の「法令」と同義である。
- 2 「法令又は条例に定めがあるとき」とは、法令又は条例に明文で定めている場合のほか、法令又は条例の趣旨、目的からみて、要注意情報の電子計算機処理を行うことができるものと解される場合を含む。

(第2号関係)

- 1 「事務の目的達成に必要不可欠」とは、当該要注意情報の電子計算機処理を行わなければ事務の執行が困難となるような場合をいう。
- 2 「不当に」とは、当該個人情報の電子計算機処理が、条例の趣旨からみて、違法ではないが、適当でないことを意味する。

(電子計算機処理の制限)

第14条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理をするときは、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策を、別に条例で定めるところにより、講じなければならない。

- (1) 人的情報保護対策
- (2) 物理的情報保護対策
- (3) 技術的情報保護対策

2 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときは、記録項目その他個人情報の保護に関する事項について、あらかじめ、名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、個人情報の一時的又は専ら試験的な電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理をするときは、この限りでない。

3 前項の規定は、個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をしようとする場合において準用する。

第1 趣旨

本条は、実施機関が個人情報を電子計算機により処理する場合の制限について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関が個人情報を電子計算機処理するときの義務について定めたものである。
- 2 「別に条例で定めるところ」とは、あんしん条例で定めるところをいう。
- 3 「人的情報保護対策」(第1号)とは、情報を人的に保護するための対策であり、具体的には、電子計算機処理の責任者の選任及び役割・責任の明確化、電子計算機処理に携わる職員又は電子計算機処理の委託先の従事者に対する研修、意識啓発などである。
- 4 「物理的情報保護対策」(第2号)とは、情報を物理的に保護するため

の対策であり、具体的には、記録媒体の適正管理の徹底、情報管理室への立入の制限、電子計算機の盗難の防止策などである。

- 5 「技術的情報保護対策」（第3号）とは、情報を技術的に保護するための対策であり、具体的には、電子計算機処理された個人情報に対するアクセス制限、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策などである。
- 6 「その他の個人情報の保護対策」とは、定期監査の導入、規程類の定期的な見直し、緊急事態に備えた対応計画の策定など第1号から第3号までに掲げる対策以外の情報を保護するための対策である。

（第2項関係）

- 1 本項は、実施機関が、新たに個人情報を電子計算機により処理しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことを義務付けたものである。
これは、大量かつ迅速に、しかも外から見えにくい形で個人情報が処理され、また、情報の加工がしやすいという電子計算機の特徴から、その処理を慎重にさせて、処理の範囲の適正化を図るために、事前に審議会の意見を聴くこととしたものである。
- 2 「あらかじめ」とは、電子計算機処理による個人情報のいかなる処理にも着手する前にという意味である。
- 3 「その他個人情報の保護に関する事項」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 電子計算機処理される個人情報が、実施機関の所掌事務及び権限の範囲内で、事務の目的達成のために必要な限度であること。
 - (2) 要注意情報を電子計算機処理しようとする場合は、その内容が適法かつ適正であること。
 - (3) 第1項に掲げる個人情報の保護対策が講じられていること。
 - (4) あらかじめ予定されている個人情報の目的外利用・提供は、適法かつ適正であること。
- 4 「一時的」とは、特定の事務処理の必要上比較的短期間に限って利用され、当該事務の終了後速やかに電子計算機や記録媒体に記録された個人情報が消去等されることとなる場合をいう。
- 5 「専ら試験的」とは、電子計算機処理の動作の正常性を試すことをいう。
- 6 「その他規則で定める電子計算機処理」については、処理される個人情報

報の内容、利用範囲、対象者の数等が限定されていることにより、個人の権利利益を侵害するおそれが少ない電子計算機処理であるため、審議会の意見聴取は必要としないとされたものであり、施行細則第5条各号に規定する電子計算機処理である。

施行細則第5条第4号に規定する基準とは、取扱要綱第6第4項に規定する基準である。

(第3項関係)

「変更」とは、処理形態の変更、取り扱う個人情報の追加・修正、新たな保護対策が必要となるサブシステムの追加などが該当する。

第3 運用

1 管理用カメラの設置及び運用については、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針（平成19年9月7日市民経済局長決裁）」によるものとする。

2 本市の機関が管理運営するウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについては、「ウェブサイトにおける個人情報保護に関する指針（平成11年1月4日市民経済局長決裁。以下「ウェブサイト指針」という。）」によるものとする。

なお、ウェブサイト指針第5条第1項第1号及び第2号に掲げる個人情報を掲載する場合は、あらかじめ審議会の意見を聴く必要はない。ただし、第2号に該当する個人情報を掲載しようとするときは、あらかじめ審議会に報告しなければならない。（動画ファイル等の掲載が該当する。）

3 実施機関は、第1項に定める保護対策を講ずるため、必要に応じて規程等を設けなければならない。

4 第2項本文に規定する「あらかじめ」については、実務上は、実施機関が個人情報の電子計算機処理システムの開発に着手し、概要設計がほぼ終了した段階をいう。

5 審議会の意見を聴かなければならない場合には、あらかじめ情報審査委員会（あんしん条例第5条第3項）の事前審査を経なければならない。ただし、情報審査委員会の審査を受けない場合は、あらかじめ市政情報室及び情報化推進課と協議したうえで、市政情報室長の同意を得なければならない。

ない。（取扱要綱第6第1項）

- 6 実施機関が取得し、電子計算機処理する個人情報の中には、要注意情報には該当しないが、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害するおそれ大きい個人情報（犯罪歴、疾病、人種・民族、心身の障害、生活保護、離婚歴等に関する個人情報）もあるので、社会情勢の変化に応じて、必要な場合は、審議会の意見を聴くなど、これらの個人情報の電子計算機処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう十分配慮しなければならない。

(電子計算機の結合の禁止)

第15条 実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）は、個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で、通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策が講じられていると認めたときは、この限りでない。

(1) 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための保護対策

(2) 緊急時における結合の停止等の保護対策

2 前項の規定は、本市が設立した地方独立行政法人について準用する。この場合において、同項中「本市が設立した地方独立行政法人を除く。」とあるのは、「本市が設立した地方独立行政法人に限る。」と、「実施機関以外のもの」とあるのは、「当該実施機関以外のもの」と読み替えるものとする。

第1 趣旨

本条は、実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。第2解釈（第1項関係）において同じ。）と国、他の地方公共団体その他の本市以外の法人等との間又は本市が設立した地方独立行政法人と当該地方独立行政法人以外の法人等との間での通信回線による電子計算機の結合について、個人情報保護の観点から慎重な取扱いをするため、原則として禁止し、公益上特に必要があり、かつ、外部からの不正アクセス行為を防止するための対策や緊急時の保護対策を講じている場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くことを条件に例外的に電子計算機の結合ができることを定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 本項は、実施機関が、実施機関以外のものとの間で電子計算機の結合を

行うことを原則として禁止することを定めたものである。

- 2 「通信回線」とは、電気通信用の回路のことであり、有線（光ケーブルを含む。）だけではなく、無線の回路も含む。
- 3 「通信回線」による「電子計算機の結合」とは、個人情報処理する実施機関の電子計算機を、国、他の地方公共団体その他実施機関以外の電子計算機に通信回線でつなぎ、それぞれの電子計算機にあらかじめ設定されたシステム（物事処理のために事前に用意された電子計算機（ハードウェア）とアプリケーションプログラム等（ソフトウェア）をいう。）により、実施機関の電子計算機に記録された個人情報を実施機関以外のものが、必要なときに検索、蓄積、加工等することが可能なシステム形態をいう。

したがって、例えば外部のデータベースの個人情報を利用する場合や、実施機関が管理するデータを送信するために実施機関以外のものとの間で電子計算機を通信回線で結ぶ場合には、電子計算機の結合には該当しない。

- 4 「公益上特に必要」とは、事務の性質上、電子計算機の結合を行うことが事務処理の著しい効率化、迅速化につながり、かつ、市民福祉の向上を図るうえで特に必要な場合をいう。
- 5 「緊急時」（第2号）とは、電子計算機の結合の相手先の不正アクセス行為が発覚したとき、セキュリティ機能が低下したときなど、当該電子計算機の結合により外部に提供することが予定されている情報等が漏えい等するおそれがあるため、個人情報の保護のために緊急的に対策を講じなければならない状況が生じたときのことである。

（第2項関係）

- 1 本項は、本市が設立した地方独立行政法人が、当該地方独立行政法人以外のもの（当該地方独立行政法人以外の実施機関を含む。）との間で電子計算機の結合を行うことを原則として禁止することを定めたものである。
- 2 本市が設立した地方独立行政法人において、本項において禁止されている電子計算機の結合を行おうとする場合は、前項に規定する要件を満たす必要がある。

第3 運用

- 1 実施機関は、本条に規定する電子計算機の結合について審議会の意見を聴こうとする場合は、あらかじめ市政情報室及び情報化推進課（実施機関が本市が設立した地方独立行政法人の場合は、市政情報室）に協議しなければならない。（取扱要綱第7第1項）
- 2 実施機関は、通信回線による電子計算機の結合を行おうとする場合は、当該電子計算機の結合を行おうとするものとの間で覚書を取り交わさなければならない。ただし、次の掲げる事項に該当するときは、覚書を取り交わすことを要しない。（取扱要綱第7第3項）
 - (1) 法令又は条例に電子計算機の結合を行う旨の規定があるとき。
 - (2) 広報広聴業務の一環として、広く市民に情報を提供するとき。
 - (3) 覚書を取り交わすことが困難であるとして、市政情報室長（実施機関が本市が設立した地方独立行政法人の場合は、当該地方独立行政法人の理事長）が覚書を取り交わさないことについて許可したとき。
- 3 新たに本市が移行型地方独立行政法人を設立することにより、既存の個人情報 の電子計算機処理が本条に該当することになる場合には、条例附則第13項の適用があることに留意するものとする。

(職員の義務)

第16条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第1 趣旨

本条は、守秘義務の対象となる「秘密」に該当しない個人情報であっても、その利用形態、処理方法等によっては、個人の人格的利益を侵害するおそれがあることから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）又は地方独立行政法人法で守秘義務が課されている職員と、課されていない職員を区別することなく、地方公務員法又は地方独立行政法人法上の守秘義務の範囲を拡張した義務を課すものである。

第2 解釈

- 1 「実施機関の職員」とは、市長、議長、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者及び消防長のほか、これらのものの職務上の指揮監督権限に服するすべての職員並びに本市が設立した地方独立行政法人の役員及び職員をいう。
- 2 「職務上知り得た」とは、職員が職務執行上知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれる。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが社会通念上正当な理由があると認められない場合をいい、具体的には他人に知らせることが自己の権限、事務に属しない場合、あるいは自己の権限、事務に属する場合であっても、正当な理由がない場合をいう。
- 4 「不当な目的に使用」とは、職員が自己の利益のために個人情報を使用する場合、あるいは他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

(派遣労働者の義務)

第16条の 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第 1項に規定する労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された者（以下「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者は、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 1 趣旨

本条は、労働者派遣契約に基づき実施機関に派遣された派遣労働者について、前条で定めた実施機関の職員と同等の責務を定めたものである。

第 2 解釈

- 1 派遣労働者は、実施機関の職員としての身分を持たず、また受託業務従事者及び指定管理業務従事者にも含めることができない。しかし、実施機関の指揮命令の下で実施機関の業務に従事することから、その業務に関して知り得た個人情報については、実施機関の職員と同等の責務を負うことを規定したものである。
- 2 「派遣労働者」とは、派遣元の事業者には雇用され、派遣元の事業者と派遣先である実施機関の締結した労働者派遣契約に基づき、実施機関の業務に従事する者である。
- 3 「当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た」とは、派遣労働者が業務上取り扱ったものに限らず、派遣契約に基づき業務を行っている場所において、見聞きしたことも含む。
- 4 「知り得た個人情報を・・・使用してはならない。」とは、前条と同義である。
- 5 本条の義務に違反した場合、条例第72条及び第73条に規定する罰則の適用があり得る。

第 3 運用

- 1 派遣労働者に個人情報を取り扱わせるときは、別に定める「派遣労働者

の事務従事に際し指揮監督すべき情報の適切な取扱いに関する基準（21 総法第 46 号。以下「派遣基準」という。）」によるものとする。

- 2 契約書又は仕様書を作成する場合、特記事項を記載し、情報取扱注意項目を追加又は添付するものとする。（派遣基準第 2 項）

(委託に伴う措置)

第17条 実施機関は、個人情報の取扱いを実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託業者（実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けたものをいう。以下同じ。）又は受託業者から受託業務の再委託を受けたもの（以下「受託業者等」という。）は、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託業者等又は受託業務（受託業者から再委託を受けた業務を含む。以下同じ。）に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 実施機関は、受託業者等に対し、当該個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができる。

5 実施機関は、当該個人情報が受託業者等において、適正に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を求めるものとする。

第1 趣旨

本条は、実施機関が個人情報の取扱いを実施機関以外のものへ委託する際は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる義務があることを定めるとともに、受託業者や受託業務の従事者（いずれも再委託先を含む。）について、その責務を定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 「個人情報の取扱いを実施機関以外のものに委託するとき」とは、実施機関が取り扱う個人情報を、実施機関以外のものに取扱いを委託する場合すべてをいう。したがって、個人情報の入出力又は保管の業務委託などの一般に委託契約と呼ばれるもののほか、個人情報が含まれる印刷物の作成、筆耕等の契約を含むものとする。

また、実施機関が個人情報を受託業者に渡すものではないが、受託内容

から受託業者において個人情報を取得するなど個人情報を取り扱うことが予定されているもの（例えば、講演会の運営を委託することなどに伴い、付随的に個人情報の取扱いが生ずるもの）を含むものである。

さらに、契約の形態が委託ではなくても、実施機関が個人情報の取扱いに関して役務の提供を受けるもの（付随的に個人情報の取扱いが生ずるもの）も含まれる。

- 2 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、受託業者を選定するに当たり、個人情報保護のための内部規程や、保護体制の整備状況についてあらかじめ調査等を行うこと、委託契約書等において個人情報の保護に関して必要な事項を具体的に定めること、委託契約書等で定められた事項の遵守状況について調査することなどをいう。

（第2項関係）

「個人情報の保護のために必要な措置」とは、条例第2章に定める措置と同等の措置をいう。具体的には、個人情報の適正な取得のための措置、個人情報の適正な管理に関する措置、個人情報が記録された資料等の複写又は複製の防止に関する措置、受託業務以外での使用の禁止、受託業務に従事する者に対する個人情報保護の意識向上を図る措置などが考えられる。

（第3項関係）

- 1 本項は、受託業者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者（いずれも再委託先を含む。）は、条例第16条に規定する実施機関の職員の義務と同様の義務を有することを明らかにしたものである。
- 2 本項の義務に違反した場合、条例第72条及び第73条に規定する罰則の適用があり得る。

（第4項関係）

- 1 本項は、個人情報の取扱いを受託業者に委託した後においても、個人情報の適正な取扱いを確保することが必要であるため、実施機関が当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができることを定めたものである。
- 2 「報告を求め、調査をすることができる」とは、委託契約書等で定められた事項の遵守状況について文書で報告を求めたり、受託業者が個人情報を取り扱っている場所に立ち入り調査をすることをいう。

- 3 本市の調査権は再委託先にも及ぶ。

(第5項関係)

- 1 本項は、委託先において個人情報 that 適正に取り扱われていないことによる個人の権利利益の侵害を防止するために、実施機関は、委託先が不適切な取扱いを行っていると認めたときに適切な措置をとることを規定したものである。
- 2 「取扱いの是正を求める」とは、実際に行われている個人情報の不適正な取扱いの改善を要求することをいい、具体的には個人情報の取得方法の改善、個人情報の管理方法の改善その他の改善を求めることをいう。
- 3 本市の是正権は再委託先にも及ぶ。

第3 運用

- 1 個人情報の取扱いを実施機関以外のものに委託するときは、別に定める「事務の委託等に関する情報の保護及び管理のための基準（21 総法第45号。以下「委託等基準」という。）」によるものとする。
- 2 契約書又は仕様書を作成する場合、特記事項を記載し、情報取扱注意項目を追加又は添付するものとする。（委託等基準第4項）
- 3 受託業者等は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、その使用する者に周知しなければならない。（委託等基準第3項第10号、情報取扱注意項目第11第3項）
- 4 再委託は原則として禁止であるが、受託者があらかじめ書面で実施機関の承諾を得た場合は認められる。（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例細則」という。）第32条の2第1項、同第3項、同第4項、委託等基準第3項第7号、情報取扱注意項目第6）
この場合であっても、再委託先からさらに委託してはならない。（再々委託の禁止）（委託等基準第3項第6号ウ、情報取扱注意項目第6第3項）
- 5 第5項の規定に基づき是正を求めるときは、市政情報室と協議するものとする。（取扱要綱第8第4項）
- 6 特定個人情報の取扱いを外部委託しようとする場合においては、番号法

に基づき本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。（取扱要綱第 8 第 1 項）

また、委託を受けたものの特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、上記の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。（取扱要綱第 8 第 3 項）

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下これらを「代理人」という。）は、本人に代わって、前項に規定する開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

第1 趣旨

本条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めるとともに、本人に代わって開示を請求をすることができる者を定めたものである。

自己情報のコントロール権としてのプライバシーの権利の保障の観点からは、個人が自己の情報の所在と内容を知り得る手段が保障されていることが最も重要であると考えられる。このため、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障したものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 「何人」とは、市民に限らず、実施機関が保有する保有個人情報の本人たるすべての自然人をいう。これは、実施機関が保有する保有個人情報である限り、その情報の主体が市民であるか否かを問わず個人情報を保護する必要があるため、何人も開示の請求ができるとしたものである。

したがって、国籍を問わず、市民のほか、市外の住民も実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できるものである。

2 「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいう。

情報の本人である場合とは、自己の氏名、住所、識別番号等によって帳票等が作成され、自己の個人情報が記録されている場合はもとより、自己

以外のものの氏名、住所、識別番号等によって作成されている帳票等の中に自己の個人情報記録されている場合も含むものである。

- 3 開示請求の対象となる情報が保有個人情報に該当するかどうかの判断基準は、「名古屋市個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱（以下「審査要綱」という。）」第2によるものとする。

（第2項関係）

- 1 本項は、本人自ら開示を請求することが困難な者もあることから、本人請求の例外として、法定代理人による請求を認めることとしたものである。代理人からの請求を認めることは、個人情報の保護の観点から問題があり、かえって本人の権利利益の保護に欠けるおそれがあることもあるため、未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限り本人に代わって保有個人情報の開示を請求することができることを明らかにしたものである。
- 2 「未成年者」とは、年齢が満20歳に達していない者をいう。（民法第4条）ただし、民法第753条により成年に達したとみなされたものはこの限りでない。
- 3 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 4 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の法定代理人は、第一義的には親権者（民法第818条等）、第二義的には、未成年後見人（民法第838条第1号等）であり、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第838条第2号等）である。
- 5 保有特定個人情報の開示請求に限り、法定代理人に加えて本人の委任による代理人からの開示請求が認められるものである。

第3 運用

- 1 自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利は、個人情報の主体である本人に認められるのであり、プライバシー保護の観点から、たとえ本人の家族から開示請求があっても認められないものである。
- 2 法定代理人による請求であっても、一定年齢以上の意思能力のある未成年者に係る保有個人情報については、本人の承諾なしに当該保有個人情報を開示することにより、本人の権利利益を侵害することもあると考えられるので、

申請内容によっては、本人が開示請求を行うよう法定代理人に要請するか、本人の意思を確認するなどの慎重な運用を行うものとする。

- 3 自己に関する保有個人情報の開示を求めるのは、必ずしも本条の規定に基づかなければ行えないという趣旨ではなく、他の法令等によって閲覧等の手続が定められているものについては該当の窓口を案内したり、開示請求の手続をとるまでもなく、本人の申出に応じてその場で提供可能な保有個人情報については、本人確認を行った上、提供するなど適切な対応に努めるものとする。（個人情報開示、訂正、消去・利用停止事務取扱要綱（以下「開示等要綱」という。）第3第1項第3号）
- 4 自己と自己以外のものの関係が、その内容において不可分の状態で記録されている場合など、自己以外のものの情報と自己自身の情報が合一して自己についての保有個人情報を形成している場合は、当該自己以外のものの情報を含めて、自己を本人とする保有個人情報とする。
- 5 死者に関する情報については、次に掲げる情報について、それぞれに定める遺族の個人情報として、開示請求を認めるものである。
 - (1) 死者（成人に限る）の医療・介護関係情報 父母、配偶者、子、祖父母及び孫に限る。ただし、これらの者が死亡している等存在しない場合は、法定相続人とする。（開示等要綱第3第2項第2号カ）
 - (2) 死者が未成年者であった者に関する情報 生前に法定代理人であった者（開示等要綱第3第2項第2号カ）

(開示請求の方法)

第19条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第1 趣旨

- 1 第1項及び第2項は、保有個人情報の開示についての具体的な請求手続を定めたものである。
- 2 第3項は、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 保有個人情報の開示の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は文書によることとした。
- 2 開示請求は、開示請求書を開示請求をする者が、直接施行細則第6条第2項に規定するセンター又は本市が設立した地方独立行政法人が定める場所（以下「受付場所」という。）に提出することにより行うものである。
したがって、電話又は口頭による請求は、認められない。

- 3 本項各号に定める事項は、開示請求書に記載すべき必要的記載事項であり、これらの記載は、開示請求書を受付ける上での要件となるものである。
- 4 「開示請求に係る保有個人情報に特定するために必要な事項」（第2号）とは、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、開示請求の対象となる保有個人情報を特定することができる程度の記載であり、具体的には、個人情報取扱事務の名称、内容をいう。
- 5 「規則で定める事項」（第3号）とは、保有個人情報の開示の方法である。（施行細則第6条第1項）

（第2項関係）

- 1 保有個人情報の開示は、自己に関する保有個人情報を本人に開示をするものであるため、不正利用等の防止の観点から、開示請求権は、本人及びその代理人のみにあり、請求者が本人又はその代理人であることの確認は厳格に行う必要がある。
- 2 「規則で定めるところ」とは、施行細則第6条第3項及び第4項並びに開示等要綱第3条第2項第2号に定める方法をいう。

（第3項関係）

- 1 「形式上の不備」とは、記載されていない事項がある場合や、保有個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、開示請求に係る保有個人情報が特定できない場合や本人確認書類の提示等がなされない場合等をいう。
- 2 「補正の参考となる情報」とは、記載されていない事項及び個人情報取扱事務の届けに係る事項その他開示請求者が保有個人情報を特定するために必要な情報をいう。
- 3 「相当の期間」とは補正を行うのに社会通念上必要と認められる期間である。

第3 運用

- 1 本市が設立した地方独立行政法人以外の実施機関に対する開示請求の受付は、センター（市政情報室所管）で行い、本市が設立した地方独立行政法人に対する開示請求の受付は、本市が設立した地方独立行政法人が定める場所又はセンターで行う。

- 2 開示請求は、開示請求をする者が受付場所に来庁することにより行うことを原則とするが、病気により入院中、寝たきり等である場合や外国等に居住している場合その他やむを得ない理由により来庁が困難な者については、郵送による開示請求を行うことができるものとする。（開示等要綱第3第3項及び第4項）
- 3 実施機関の各窓口において、従前から、本人からの申出に応じて本人の保有個人情報を閲覧させるなどの対応を行っていた保有個人情報や、開示請求の手続をとるまでもなくその場で提供していた保有個人情報については、従前どおり当該窓口で対応するものとする。なお、その場合であっても、本人確認を行う必要がある。
- 4 本条第1項の規定にかかわらず、実施機関が条例第31条の規定に基づきあらかじめ簡易な手続により開示すると定めた保有個人情報については、簡易な手続による開示請求をすることができる。
- 5 事務所管課の職員は、開示文書の内容の確認又は補正の必要があると認めるときは、開示請求者と連絡をとり、確認又は補正の内容の協議を行うものとする。開示請求者から補正の了解が得られた場合は、事務所管課の職員は、センターの職員にその内容を連絡するものとする。（開示等要綱第3第2項第5号キ）

(保有個人情報の開示の義務)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

第1 趣旨

本条は、開示請求権と個人又は法人等の第三者の権利利益及び公共の利益の保護との調整を図るため、非開示とする情報について定めるとともに、実施機関は、開示請求があった場合、非開示情報に該当する情報が記録されている場合を除き、開示しなければならないという基本的な枠組を定めたものである。

第2 解釈

- 1 「開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、…開示しなければならない」とは、請求の対象となった保有個人情報に非開示情報が記録されている場合は、当該情報を開示してはならないことを示したものである。
- 2 保有個人情報に記録されている情報が、本条各号に掲げる非開示情報に該当するかどうかの判断基準は、審査要綱第3によるものとする。

第3 運用

- 1 本項の規定と地方公務員法第34条その他の法律で定める守秘義務とは、その制度の趣旨、目的を異にするものであり、守秘義務によって保護される情報であっても、非開示情報に該当しないものもある。例えば、地方公務員法上の守秘義務によって保護される情報であっても、行政運営上の理由により秘密になっているのではなく請求者の個人情報を保護するために秘密になっているものは、本人に対して当該情報を非開示とする理由はないため、非開示情報に該当しない。
- 2 地方自治法第100条、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条の

規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、保有個人情報を含む文書等の提出、閲覧等を要求されることがある。この場合、当該法令の規定と条例とは、その趣旨及び目的を異としているので、本項各号に該当するかどうかをもって、当該要求の諾否の理由とすることはできないものである。

(1) 開示請求者（代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人及び当該代理人をいう。第3号及び第4号並びに第28条第2項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

第1 趣旨

本号は、本人に対して当該本人の保有個人情報を開示することによっては、通例は、本人や本人に代わって開示請求をする代理人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、開示が必ずしも本人や本人に代わって開示請求をする代理人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には非開示にすることができることとしたものである。

第2 解釈

「代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人及び当該代理人をいう」とは、代理人が本人に代わって保有個人情報の開示請求をした場合は、本人又は代理人のどちらかの生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は非開示情報に該当するということである。

代理人が本人に代わって開示請求する場合で、本人の生命等を害するおそれがある情報とは、未成年者等に関する保有個人情報を法定代理人である親が開示請求した場合に、親に対する未成年者の否定的な発言等が開示されることにより未成年者の生活基盤が危うくなるなどである。

また、代理人の生命等を害するおそれがある情報とは、未成年者に関する保有個人情報に含まれている親に関する健康情報等であつて、法定代理人としての親が開示すると、親の生命等を害するおそれがある情報である。

第3 運用

本号が適用される局面は、開示することにより本人又はその代理人に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、個別の事例に即して慎重に判断する必要がある。また、慎重を期すあまり本人に開示する範囲が必要以上に狭くならないことにも留意する必要がある。

(2)代理人により開示請求がなされた情報であって、当該代理人に開示することが本人の利益に反すると認められるもの

第1 趣旨

本号は、本人の権利利益を保護するため、代理人による開示請求がなされた場合において、本人と代理人との利益が相反する場合は非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈

「利益に反する」とは、本人と代理人との利益が相反する場合や、本人の意思に反した開示をすることとなる場合をいい、例えば法定代理人による虐待を受けた子どもの心情等を記録した文書についての開示請求などがこれに該当すると考えられる。

第3 運用

「本人の利益に反する」かどうかは、開示請求者である代理人と本人との関係や当該情報の内容等に留意して判断する。また、本人が未成年者であり、当該未成年者の意思が確認できるときは、意見を聴くなど、開示した場合に生ずる影響を個別の事例に即して慎重に判断する必要がある。

(3) 開示請求者以外の者の個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの又は開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報。ただし、その者が公務員等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）を除く。

第1 趣旨

本号は、開示請求者以外の者の個人に関する情報にあっては、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を保護するため、非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「開示請求者以外の者」とは、本人が開示請求をするときは、本人以外の者をいい、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該代理人及び当該本人以外の者をいう。
- 2 事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法人の事業活動に関する情報と同様の性格を有することから、本号は適用せず、第4号で判断する。
「事業を営む個人」とは、条例第2条第4号の「事業を営む個人」と同義である。また、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。
- 3 「正当な権利利益を害する」かどうかについては、開示請求者と開示請求者以外の者の関係において、開示請求者以外の者が開示請求者に知られ

たくないことに正当な理由（開示請求者以外の者の権利利益を保護する正当な理由があること）があるかどうかを、当該情報の内容に応じて、十分考慮して実施機関が個別、具体的に判断するものとする。

4 「開示請求者以外の特定の者を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報」とは、未発表の著作物等、特定の個人が識別される情報を除いたとしても、なお個人の人格や財産に関する権利利益を害するおそれがある情報をいう。

5 「公務員等」（ただし書）とは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。） 、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいい、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

6 「職務の遂行に係る情報」（ただし書）とは、公務員等が担任する職務を遂行する場合における情報をいい、勤務評価の内容や処分を受けたこと等職員としての身分取扱いに係る情報や、公務員個人の私的な情報は含まれない。

7 「公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがある場合」（ただし書）とは、公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

第1 趣旨

- 1 本号本文は、法人等又は個人事業者の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、開示することによって、当該法人等又は個人事業者にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については非開示とすることを定めたものである。

しかし、事業活動が及ぼす社会的影響は大きく、その社会的責任も重い。本号ただし書は、本号本文に該当する場合であっても、人の生命、身体、健康、市民生活や環境を保護するために必要な場合は開示することを定めたものである。

- 2 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、最も公共性が高く、法人等の事業活動と目的を異にすることから、本号の適用はないものである。

第2 解釈

- 1 本号が適用される「法人等」とは、営利法人、公益法人（社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人等）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、特殊法人、公共組合等の法人及び法人格はないが団体の規約及び代表者が定められているもの（団体としての実体を備えたものでPTA、自治会、消費者団体等）をいい、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。
- 2 「事業を営む個人」及び「当該事業に関する情報」とは、第3号に規定するものと同義である。
- 3 「不利益を与えると認められる」情報とは、次のようなものをいう。
 - (1) 生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であつて、開示する

ことにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの

(2) 経理、労務その他の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの

(3) その他開示することにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報

4 人の生命等を「保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために開示することが必要と認められるものをいい、違法な事業活動に係るものであるか適法な事業活動に係るものであるかを問わない。

第3 運用

1 本号に該当するか否かの具体的な判断に当たっては、情報の内容のみならず、開示請求者と当該法人等との関係を勘案して個別に判断することになる。したがって、実施機関において開示・非開示の判断をしようとするに当たっては、必要に応じて当該法人等から事情を聴取するなど、慎重に判断するものとする。

2 本号ただし書の適用については、情報を非開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命等の利益とを具体的かつ慎重に比較衡量するものとする。

また、本号ただし書により例外的に開示しようとするときは、原則として、条例第28条第2項により第三者保護の手續が義務づけられていることに注意しなければならない。

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

第1 趣旨

本号は、開示にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防」は、「公共安全と秩序の維持」の例示であり、犯罪の鎮圧又は捜査、公訴の維持等も含むものである。
- 2 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」とは、次のようなものをいう。
 - (1) 危険物の保管場所等であって、開示することにより、犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされるおそれがある情報
 - (2) 公人の行動予定、特定の家屋の構造等であって、開示することにより、犯罪を誘発し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報
 - (3) 犯罪捜査に関する情報であって、開示することにより、捜査の遂行に支障が生ずるおそれがある情報
 - (4) その他開示することにより、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

第1 趣旨

本号は、本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めたものである。

第2 解釈

- 1 行政における内部的な審議、検討又は協議に関する情報の中には、開示することにより、外部からの干渉、圧力等を受けて行政内部の率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがある。

本号は、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を開示することによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非開示とすることを定めたものである。

- 2 「本市の機関」とは、執行機関、議決機関、これらの補助機関、合議制機関等その他の本市のすべての機関をいう。
- 3 上記2の「合議制機関等」とは、行政委員会及び監査委員並びに執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するものをいう。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

- 5 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を開示することによる利益と比較衡量し、なお開示することがもたらす支障が重大である場合をいう。
- 6 合議制機関等の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の情報については、当該機関において定めた非開示とする規定にかかわらず、当該合議制機関等の審議事項の内容に照らし、個別具体的に、開示・非開示の判断を行うものとする。

第3 運用

審議、検討又は協議に関する情報については、本市の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号に該当する場合は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討又は協議の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討又は協議に関する情報が開示されることにより、市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討又は協議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

(7) 本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、公正又は円滑な実施に支障が生ずるおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第1 趣旨

本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非開示情報を定めたものである。

第2 解釈

1 「本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業」とは、アからカに例示した事務事業の他、本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が単独又は共同で行う一切の事務事業をいう。

2 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に照らして、情報

を開示することによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非開示とすることを定めたものである。

そのため、本号でいう「支障」とは、実質的・具体的であることが必要であり、おそれの程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られるものである。

- 3 アからカまでに掲げた事務事業ごとの支障は、本市又は国等に共通的に見られる事務事業に関し、容易に想定されるものを例示したものであるので、その他個別の事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合は本号に該当する。
- 4 アの「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」とは、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものをいう。
- 5 検査、試験等の反復・継続的な事務事業については、情報を開示することにより、将来の同種の事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある場合も本号に該当する。
- 6 カの「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業」に関する情報については、第2号に規定する法人等のものと基本的には共通するものであるが、国等が経営していることを考慮し、本号により開示・非開示の判断をするものとする。

(8) 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

第1 趣旨

- 1 本号は、第三者が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報について、非開示情報とする場合の要件を定めたものである。
- 2 非開示を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一方的に開示すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の活動に支障が生ずる場合がある。本号は、第三者から任意に提供を受けた情報を開示することの利益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非開示とすべきものを定めている。

第2 解釈

- 1 実施機関に提出を求める法的権限がある情報であるにもかかわらず、第三者が任意に提出したものは、本号に該当しない。
- 2 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件をいい、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。
- 3 「当該個人又は法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等が属する職域、集団、業界、業種等の通常の慣行に照らして判断することを意味する。したがって、当該個人又は法人等が非開示とすることが通例であると主張すれば足りるわけではなく、客観的に見て、当該個人又は法人等が属する職域、集団、業界、業種等において、非開示とする慣行がもともと存在するかによって判断することになる。
- 4 「当時の状況等に照らして」とは、非開示の条件が付された時点におけ

る諸事情を基本に判断することを意味するが、他方において、必要に応じ、情報の取得後の事情の変化を勘案する余地も残す趣旨である。例えば、情報を提供した法人が解散してしまい、存在しなくなった場合、その事情を考慮して開示する可能性が生ずるものである。

- 5 本文に該当する場合であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要と認められる情報は、本号ただし書により開示することとなる。

第3 運用

- 1 本号ただし書の適用については、情報を非開示にすることによって保護される個人又は法人等の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命等の利益とを具体的かつ慎重に比較衡量するものとするものとする。

また、本号ただし書により例外的に開示しようとするときは、原則として、条例第28条第2項により第三者保護の手續が義務づけられていることに注意しなければならない。

- 2 本号の保護法益は、情報提供者の非開示とする取扱いに対する正当な期待と信頼であることからすれば、当該情報提供者から開示についての同意を得ることができれば、開示が可能となるので、開示請求に係る保有個人情報に本号に該当すると考えられる情報が含まれている場合には、実施機関は、原則開示を基本とするこの条例の趣旨にかんがみ、当該情報提供者の理解が得られるように努めるものとする。

(9) 法令、他の条例若しくは議会の会議規則の定めるところにより明らかに開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示に従い、開示すべきではないと実施機関が認める情報

第1 趣旨

本号は、法令、他の条例若しくは議会の会議規則の規定により非開示とされている情報については、この条例においても非開示とすることを定めるとともに、国等による法的拘束力のある指示に従うことより開示することができない情報について非開示とすることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「法令」とは、条例第8条第2項第2号の「法令」と同義である。
- 2 「明らかに」の字句を挿入しているのは、地方公務員法第34条のような一般的な守秘義務規定に当たることのみを理由として非開示とすることはできないことを明確にするためである。
- 3 「明らかに開示することができないと認められる情報」とは、次のようなものをいう。
 - (1) 明文の規定により本人に開示が禁止されている情報
 - (2) 目的外使用（本人への開示も含め）が禁止されている情報
 - (3) 個別の法令又は条例により職員に守秘義務が課されている情報（たとえ本人であっても開示を禁止していることが明らかである場合に限る。）
 - (4) その他個別の法令又は条例の趣旨、目的からみて、明らかに本人に開示することができないと認められる情報
- 4 「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示」とは、地方自治法その他の法律又は政令により地方公共団体の事務の処理に関し国又は県の機関が行う指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示）をいう。
- 5 「開示すべきではないと実施機関が認める情報」とは、国の機関等から

指示に実施機関が従い本人に開示すべきでないと実施機関が判断した情報をいう。したがって、国の機関等から指示があっても、それに従わないと実施機関が判断した場合は、本号は適用しないものである。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

第1 趣旨

本項は、開示・非開示の決定をする場合において、非開示情報に係る部分を除いて請求のあった保有個人情報の一部を開示することについて定めたものである。

第2 解釈

- 1 開示請求のあった保有個人情報に、本条第1項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合であっても、全体を非開示にするのではなく、できるだけ開示をすべきであるという観点から、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分を分け、非開示情報に該当しない部分は開示をするものとする。
- 2 「容易に区分して除くことができ」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分することが物理的、技術的に困難でなく、かつ、時間、経費等から判断して容易である場合をいう。
- 3 一部開示に関する判断基準は審査要綱第4によるものとする。

第3 運用

- 1 開示請求のあった保有個人情報に、本条第1項第3号に該当する情報が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等を除くことにより、開示しても、開示請求者以外のものの正当な権利利益を害するおそれがない部分が残る場合又は同項第4号に該当する情報が含まれている場合において、当該情報のうち、法人等若しくは開示請求者以外の事業を営む個人を識別することができる記述等を除くことにより、開示しても、当該法人等若しくは個人に明らかに不利益を与えると認められない部分が残る場合も、本項の適用があ

るものである。

- 2 本項は、非開示情報を分離した残りの部分によって、開示請求者が知りたいと思う保有個人情報の内容が十分に知り得るか否かの判断は行わないため、残りの部分だけでは十分に知り得ない場合でも、一部を開示するものとする。ただし、残りの部分が保有個人情報として全く意味をもたないような場合（接続詞、助詞ばかりの場合等）は、この限りでない。

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（前条第1項第9号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

第1 趣旨

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が記録されていても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する個人の権利利益を保護する理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 開示請求者以外の個人に関する情報について、本条による開示の是非の判断を行うに際しては、特に個人の人格に関わる権利利益を不当に害することのないように配慮することが必要である。
- 2 条例第20条第1項第9号に規定する法令等によって非開示とされている情報等については、この条例による開示の余地がないものであるから、裁量的開示の対象から除外される。
- 3 「特に必要があると認めるとき」とは、条例第20条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、同項各号の規定が適用され非開示となる場合であっても、開示請求者との関係に係る特段の事情等を踏まえ、なお開示する必要性があると認めるときをいう。
- 4 裁量的開示に関する判断基準については、審査要綱第5によるものとする。

第3 運用

本条によって、開示決定をしようとするときは、第28条第2項の規定により、第三者保護の手続が義務づけられていることに注意しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第1 趣旨

開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる（存否応答拒否）場合について定めたものである。

第2 解釈

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、保有個人情報の存否を答えることが結果的に条例第20条に規定する非開示情報を開示することになる場合をいい、例えば、表彰関係の候補者等に関する選考状況に係る情報や犯罪の捜査に関する情報について、本人からの開示請求があった場合等が考えられる。
- 2 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準については、審査要綱第6によるものとする。

第3 運用

- 1 本条を適用する場合は、条例第23条第2項の開示しない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由を付記しなければならない。理由は、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような非開示情報を明らかにすることになるかをできる限り具体的に提示するものとする。
- 2 本条を適用する必要がある情報については、当該情報が実際には存在しない場合であっても、不存在の理由による非開示決定ではなく、存否応答拒否を行うものである。

- 3 本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その適正な運用を確保する必要があることから、事務所管課は、審議会に事後報告をすることとする。（開示等要綱第3第7項第7号）

(開示請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨並びに開示する日時及び場所その他規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

第1 趣旨

本条は、開示請求のあった保有個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定について定めるとともに、存否応答拒否をする場合及び当該保有個人情報を保有していない場合についても、開示しない旨の決定をすることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「その他規則で定める事項」（第1項）とは、保有個人情報の開示の方法をいう。（施行細則第7条第1項）
- 2 開示決定等の審査基準については、審査要綱によるものとする。

第3 運用

- 1 実施機関は、開示請求に対し、第1項又は第2項に規定する決定のいずれかを行い、開示請求者に規則で定める書面（施行細則第7条第2項）によりその決定を通知しなければならない。
- 2 開示決定等の通知書の記入方法は、開示等要綱第3第7項第5号から第9号によるものとする。
- 3 開示請求に係る保有個人情報が、条例第30条（法令等による開示の実施との調整）各項の規定により開示されない保有個人情報及び条例第70条（適用除外）各項の規定により条例第3章及び第4章の適用を受けない保

有個人情報に該当する場合は、開示請求を却下し、「個人情報非開示決定通知書」により通知する。

- 4 事務所管課は、開示決定等を行ったときは、開示決定等通知書を開示請求者に対して速やかに送付するとともに、その写しをセンターに送付する。ただし、開示請求者が開示の実施を受けるために近日中にセンターに来所する場合等にあつては、センターの職員は、事務所管課から開示決定等通知書を預かり、開示請求者に渡すことができる。（開示等要綱第3第7項第10号）

(開示決定等の期限)

第24条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第1 趣旨

本条は、開示請求に対する開示等の決定の期限について定めたものである。

第2 解釈

実施機関は、保有個人情報の開示請求に対して、本条第1項により、当該請求があった日の翌日から起算して14日以内に開示等の決定をしなければならないことが義務づけられている。

(第1項関係)

「開示請求があった日」とは、職員が受付場所が開示請求書を受付けた日又は請求書が郵送によって受付場所に到達した日をいう。

この場合、14日の起算日は、受付場所が請求書を受付けた日又は請求書が受付場所に到達した日の翌日であり、14日目（期間の満了日）が休日に当たるときは、その翌日を満了日とする。（開示等要綱第3第7項第1号）

(第2項関係)

1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、おおむね次のような場合をいう。

(1) 一度に多くの種類の開示請求があり、期間内に保有個人情報を検索することが困難であるとき、又は開示請求のあった保有個人情報の内容が複雑で、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき

(2) 開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されており、

開示決定等を行うに当たって第三者の意見を聴く必要があるため、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき

- (3) 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき、年末年始等執務を行わない一定の期間があるとき、その他の合理的な理由により、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき

- 2 「30日以内に限り延長することができる」とは、やむを得ない理由により、14日以内に開示決定等を行うことができないときは、当該14日の満了する日の翌日から起算して30日以内に開示決定等を行わなければならないとする趣旨である。

したがって、30日目が休日に当たる場合、その前の日において、もっとも近い休日でない日が延長できる限度となる。

第3 運用

- 1 事務所管課は、「開示請求があった日」を、センターの職員が開示請求書に押印した受領印の日付で確認するものとする。
- 2 事務所管課は、決定期間を延長する場合は、延長の決定後速やかに、開示請求者に延長する旨を通知し、併せてその写しを市政情報室に送付するものとする。（開示等要綱第3第7項第4号）
- 3 第2項による期間延長は、同一の開示請求について再度行うことはできないものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第1 趣旨

本条は、条例第24条の特例的規定として、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における開示決定等の期限について定めたものである。

第2 解釈

- 1 「開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため…事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、請求に係る保有個人情報著しく大量であったり、保有個人情報が含まれると考えられる行政文書が大量にあり、開示決定等に関する事務を44日以内に処理しようとする、事務所管課の通常事務を一時停止せざるを得ないといった程度の支障が生ずるおそれがある場合をいう。
- 2 「相当の部分」とは、実施機関が44日以内に通常事務に著しい支障をきたすことなく処理することができる部分であって、開示請求者の要求をある程度満たすまとまりのある部分をいう。
- 3 「相当の期間」とは、残りの保有個人情報の量を勘案し、実施機関が通

常事務に著しい支障をきたすことなく処理することができるために必要な合理的な期間をいう。

- 4 「同条第1項に規定する期間内」とは、条例第24条第1項に規定する期間内をいい、具体的には、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内をいう。

第3 運用

開示請求者に対して14日以内に開示決定等の期限の特例通知書より本条を適用する旨を通知した場合には、条例第24条第2項による決定期間延長を行う必要なく、「相当な部分」について44日以内に開示決定等をし、「残りの保有個人情報」について「相当な期間内」に開示決定等をすればよい。

(理由付記等)

第26条 実施機関は、第23条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定があった日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

第1 趣旨

- 1 第1項は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を示さなければならないことを定めたものである。
- 2 第2項は、第1項に該当する場合において、1年以内に非開示情報に該当する事由が消滅し、開示請求に係る保有個人情報を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知する趣旨である。

第2 解釈

- 1 非開示決定における理由の提示は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び非開示の理由を開示請求者に知らせるための要件である。したがって、非開示の理由は、明確に示さなければならない。
- 2 「保有個人情報の全部又は一部を開示しないとき」(第1項)には、不存在の決定及び存否応答拒否をする場合を含むものである。

第3 運用

- 1 本条における理由は、単に、条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、開示請求者が当該理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要があ

る。理由が提示していない場合はもとより、提示された理由が抽象的、一般的なものでは不十分である場合には、手続上の瑕疵がある行政処分となるので、本条の趣旨にのっとり十分かつ明確な理由の提示をしなければならない。（開示等要綱第3第7項第5号から第8号）

2 不存在決定の理由としては、次のような場合があるため、保有していない理由を具体的に記載するとともに、いずれに該当するかが開示請求者に分かるように記載しなければならない。

(1) 開示請求に係る保有個人情報を作成していない。

(2) 開示請求に係る保有個人情報を取得していない。

(3) 開示請求に係る保有個人情報を廃棄している。

3 存否応答拒否をする場合の理由としては、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすることが、非開示条項に該当する情報を明らかにすることになる旨及び当該請求に係る保有個人情報が仮に存在する場合は、どの非開示条項に該当するため当該保有個人情報が非開示となるのかを示さなければならない。

(事案の移送)

第27条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第1 趣旨

開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられる。そのため本条は、他の実施機関へ開示請求事案を移送するときの要件及び手続を定めるものである。

第2 解釈

- 1 「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」(第1項)とは、本項で例示された「開示請求に係る保有個人情報」が他の実施機関から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合等である。
- 2 「移送をした実施機関が移送前にした行為」(第2項)とは、開示請求書の補正など条例に基づき移送前に行った全ての行為をいう。

- 3 「当該開示の実施に必要な協力」（第3項）とは、開示の実施は移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送した実施機関が、原本を閲覧する方法による開示の実施のための保有個人情報の貸与又は場所の提供等を行うことをいう。

第3 運用

- 1 事案の移送は、他の実施機関が作成した保有個人情報には必ず当該他の実施機関が開示決定等をするべきであるというものを定めたものではなく、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことを原則として、当該開示請求の趣旨等を個別に考慮し、他の実施機関に判断を委ねた方がよいときには、事案を移送することができることを定めたものであるもので、移送の決定については慎重に検討するものとする。
- 2 事案の移送によって、開示請求者の不利益にならないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。このため、開示決定等の期限は、移送をした実施機関に開示請求があった日の翌日から起算することとなる。
- 3 開示決定等を行う実施機関が何度も変わること（再移送）は適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当であると考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。
- 4 移送の手続は、開示等要綱第4によるものとする。

(第三者保護に関する手続)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第49条及び第50条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は当該第三者の意見を聴くことにより、開示請求者の権利利益を著しく侵害するおそれがある場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第1項第4号ただし書又は第8号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第21条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該第三者に関する情報を開示決定するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第48条及び第49条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第1 趣旨

1 第1項は、開示請求に係る保有個人情報に、第三者に関する情報が記録

されている場合は、開示決定等を行うに当たりの確な判断をするため、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えることを定めたものである。

2 第2項は、開示請求に係る保有個人情報に、第三者に関する情報が記録されている場合であって、条例第20条第1項第4号ただし書、同項第8号ただし書及び条例第21条の規定により開示しようとする場合は、当該第三者に対し意見書を提出する機会を与えることを実施機関に義務づけることを定めたものである。

3 第3項は、第1項及び第2項の規定により第三者から意見書が提出された場合の手続について定めたものである。

第2 解釈

1 第1項及び第2項の「規則で定める事項」とは、施行細則第10条第1項及び第2項に規定されている事項をいう。

2 「意見書を提出する機会を与えることができる」（第1項）とは、開示決定等に当たり、実施機関が的確な判断を行うため、必要に応じて、当該第三者に対して意見を聴取することを確認的に定めているものである。したがって、本項の場合、意見書の提出の機会を与えることを実施機関に義務づけるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して、実施機関が行う開示決定等についての同意権を与えるものではない。

3 「意見書を提出する機会を与えなければならない」（第2項）とは、第三者に関する情報が非開示情報に該当する場合であっても、人の生命等を保護することが必要であると判断される場合には、当該情報を開示することになることから、当該第三者に対する適正な行政手続を保障するため、実施機関に当該第三者へ意見書の提出の機会を与えることを義務づけたものである。

ただし、この場合においても、意見書を提出した第三者に対して、実施機関が行う開示決定等についての同意権を与えるものではない。

4 第1項の通知には、口頭による方法も含まれるが、第2項の通知は、必ず書面で行わなければならない。

5 第1項及び第2項の「意見書」とは、書面によるものを示している。これは、反対意見書が提出されたにかかわらず開示決定する場合に、開示決

定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないという法的効果が生ずるので、事実を明確にしておく必要があるからである。

6 「当該第三者の所在が判明しない場合」（第2項）とは、実施機関が第三者の所在について、合理的な努力をしたにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合をいう。第三者が死亡している場合や解散している場合もこの規定に該当するものとする。

7 「当該第三者の意見を聴くことにより、開示請求者の権利利益を著しく侵害するおそれがある場合」（第2項）とは、当該第三者に意見を聴くことにより、開示請求者の開示請求の事実を当該第三者が知り得て、それにより開示請求者の居所や今後の行動が推測され開示請求者の権利行使や生活が著しく阻害されるおそれがある場合などをいう。ただ開示請求の事実が推測されるだけでは、権利利益を著しく侵害するおそれがあるとはいえず、この規定の適用はないものとする。

8 第三者が反対意見書を提出したときにおいても、情報を開示する場合がある。その場合に、実施機関が直ちに開示を実施すると、当該第三者が開示を差し止める措置を取る機会を失ってしまい、当該第三者に回復不能の損害を与えるおそれがある。

そこで、第3項において、開示の実施前に当該第三者に争訟の機会を保障するため、開示決定を直ちに通知するとともに、開示決定と開示実施の間に相当な期間を設けることとしたものである。

この場合の「直ちに」とは、「即時に」を意味しており、開示決定と同時に通知を行わなければならない。

9 「開示決定の日と開示を実施する日との間」（第3項）の期間には、開示決定の日と開示を実施する日は含まれない。

第3 運用

1 本条においては、本市、国、他の地方公共団体等は対象から除外されているが、これらに対して任意に意見を聴くことは可能である。

2 本条の対象となるのは、第三者から提出された保有個人情報に限らない。したがって、本市が自ら作成した保有個人情報に記録されている第三者に

関する情報についても本条の適用を受けることになる。

3 第2項ただし書の適用については、第三者の権利利益の保護に重大な影響を及ぼすものであるので、個別具体的に慎重に判断するものとする。

4 第3項に規定する開示を実施する日までに、開示決定に反対する第三者から審査請求の提起があった場合でも、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げられないので、当該第三者からの申立て若しくは審査庁の職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部若しくは一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をしない限り、開示の実施は妨げられるものではない。

そのため、当該第三者から審査請求が提起されたときは、審査庁は当該第三者からの申立てが無い場合でも、当該第三者の権利利益の保護を図るために執行停止を行うことを検討するものとする。

5 第三者保護に関する手続は、開示等要綱第5によるものとする。

(開示の実施)

第29条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 保有個人情報が文書又は図画（写真及びフィルムを含む。以下同じ。）に記録されているとき 当該保有個人情報が記録された行政文書の閲覧、視聴又は写しの交付のうち、その種別に応じて規則で定める方法

(2) 保有個人情報が電磁的記録に記録されているとき 閲覧、視聴又は写しの交付に準ずる方法として、その種別、情報化の進展状況等を勘案し規則で定める方法

3 第19条第2項の規定は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、開示決定があつた日の翌日から起算して1年以内に開示を受けなければならない。

第1 趣旨

本条は、条例第23条第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合における具体的な開示の方法を定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

「速やかに」とは、可能な限り早い時期に開示を実施することをいう。

(第2項関係)

1 保有個人情報の開示は、保有個人情報が記録されている行政文書の区分ごとに、第2項各号に定める方法によるものとする。

2 「当該保有個人情報記録されている行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。

(1) 保有個人情報記録された行政文書の形態又は形状から保有個人情報が記録された行政文書が破損され、又は汚損されるおそれがあるとき

(2) 条例第20条の規定により保有個人情報の一部開示を行うとき

(3) 台帳など常用の文書等の原本を閲覧に供することにより、日常業務に支障が生じるとき

3 「図画」（第1号）とは、地図、図面、ポスター等をいう。

4 「写真」（第1号）とは、印画紙に焼きつけたもの（ネガ・ポジフィルムは含まない。）をいう。

5 「フィルム」（第1号）とは、光学的、化学的处理により、映像を記録したもので、具体的には、映画フィルム、スライド、マイクロフィルム等をいう。

6 「電磁的記録」（第2号）とは、条例第8条第3項と同義である。

7 第1号及び第2号の「規則で定める方法」とは、施行細則別表1のとおりである。（施行細則第12条第1項）

（第3項関係）

本項は、開示の実施に当たっても、請求時と同様に、開示請求者本人又はその代理人であるかどうかの確認を厳格に行わなければならない旨を定めたものである。

（第4項関係）

本項は、保有個人情報の開示決定がされた場合は、開示請求者は、いつまでも開示の実施を受けられるのではなく、1年間に限って開示の実施を受けられることを定めたものである。

第3 運用

1 保有個人情報の開示は実施機関が指定する日時及び場所において行う。

開示の日時及び場所は、開示決定通知書等で指定する。

開示の日時については、開示することを決定した場合、開示請求者と連絡を取り確定するものとする。日時の指定に当たっては、開示請求者の都

合等を勘案して開示決定の日以後のできるだけ早い時期を指定するものとする。

開示の場所は、原則として施行細則第11条に規定する開示場所（以下「開示場所」という。）とするが、常時使用する台帳等で開示場所において開示することにより日常の執務に支障をきたすような場合等は、開示場所以外の場所を指定することができる。

- 2 開示場所における保有個人情報の開示に際しては、決定理由の内容、開示請求者からの要請等を勘案し、センターが必要と認めた場合は、センターの職員とともに事務所管課の職員が立会う（開示要綱第6第5項第3号）ものとする。
- 3 開示請求者が保有個人情報の開示の実施を受けられるのは1年間であるため、当初予定されていた開示の実施日に開示請求者が実施を受けなかったような場合でも、再度開示の日時を調整するなど、できる限り開示の実施が行われずに1年が経過しないよう努めるものとする。
- 4 開示の実施の手続は、開示等要綱第6によるものとする。

(法令等による開示の実施との調整)

第30条 実施機関は、法令又は他の条例（名古屋市情報公開条例を除く。以下同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（前条第2項各号に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。））には、同項各号の規定にかかわらず、当該保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項各号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第1 趣旨

本条は、法令又は他の条例により、閲覧制度が定められている場合等における条例の適用関係を定めたものである。

第2 解釈

- 1 本条は、法令又は他の条例において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定があり、その開示の方法が条例第29条第2項本文の開示の方法と同一である場合には、この条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、この条例による開示を行わないこととしたものである。
- 2 「他の条例」から公開条例を除いたのは、自己の保有個人情報の閲覧等を求めようとするものは、公開条例によらずこの条例によるという趣旨である。ただし、自己を本人とする保有個人情報が記録されている行政文書について、公開条例に基づく公開請求を妨げるものではない。
- 3 開示を求める保有個人情報が保有特定個人情報である場合は、他の閲覧等の制度が定められている場合にも、この条例による開示を重ねて認める。
- 4 「縦覧」（第2項）は、個々人に保有個人情報の内容を明らかとなるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることか

ら、第29条第2項の閲覧とみなして、閲覧の方法による開示を行わないこととするものである。

第3 運用

- 1 他の制度において、閲覧、写しの交付等の一部の方法による開示ができない場合は、当該一部の方法による開示を求める場合には、この条例が適用される。
- 2 法令又は他の条例の規定により、閲覧等の手続が定められている場合において、閲覧等の手続、閲覧等の請求者の範囲、閲覧等の期間等が限定されている場合は、当該限定に係る部分についてのみこの条例が適用されないものである。したがって、当該限定に係る部分以外の部分については、この条例が適用され、当該法令等の趣旨を踏まえて、保有個人情報の開示の請求に応ずるか否かを決定するものとする。
- 3 法令又は他の条例に閲覧等の定めがあるものの例
 - (1) 閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている例
 - ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2）
 - ・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（地方税法第416条）
 - ・都市公園台帳の閲覧（都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条）
 - ・確認等に関する書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2）
 - ・農業委員会選挙人名簿の縦覧（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条）
 - ・選挙人名簿の縦覧、選挙人名簿の抄本の閲覧（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条、第28条の2）
 - (2) 謄本、抄本等の交付の手続についてのみ定めている例
 - ・住民票の写し等の交付（住民基本台帳法第12条）
 - ・戸籍謄本、抄本の交付（戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条）
 - ・印鑑登録証明（印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）第10条）
- 4 本条に該当する保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示請求

があった場合は、原則として他の制度を利用するよう案内することとする。

(簡易な手続による開示)

第31条 何人も、実施機関があらかじめ簡易な手続により開示すると定めた保有個人情報については、別に定める手続により開示を受けることができる。

第1 趣旨

本条は、実施機関があらかじめ条例第19条、第23条、第24条及び第29条の規定にかかわらず、開示請求の方法、開示請求に対する決定、開示決定等の期限、開示の実施の方法について、簡易な手続を設けた保有個人情報については、何人も当該簡易な手続により開示を受けることができることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 簡易な手続による開示の対象となる「保有個人情報」とは、保有個人情報の内容及び範囲、開示に対する需要、実務上の対応の可能性等を勘案して定めるもので、次の条件を満たす保有個人情報の中から定めるものである。
 - (1) 開示の要望が高いもの
 - (2) 保有個人情報の記録が定型的であり、開示に関する判断があらかじめ一律に行うことが可能なもの
- 2 「簡易な手続」とは、条例第19条、第23条、第24条及び第29条の規定されている手続を緩和又は省略した手続をいう。
- 3 「別に定める手続」とは、実施機関があらかじめ定めた簡易な手続をいう。

第3 運用

- 1 簡易開示の実施については、あらかじめ市政情報室に協議するものとする。また、簡易な手続を定め、遅滞なく市政情報室長に報告するものとする。(開示等要綱第7第1項)
- 2 事務所管課は、簡易開示の期間の終了後、速やかに当該期間内における簡易開示の実施件数を市政情報室に報告するものとする。ただし期間の定

めがない場合は、年度終了後速やかに当該年度の実施件数を報告するものとする。（開示等要綱第7第6項）

- 3 即時の開示の対応ができない保有個人情報であっても、本条による開示の対象とすることができる。ただし、開示までの期間は、通常第19条に基づき開示請求をした場合の開示に要する期間を超えるものであってはならない。
- 4 本条に基づき開示した保有個人情報も、次節に定める訂正請求及び第3節に定める消去・利用停止請求の対象になるものである。
- 5 簡易な手続による開示の手続は、開示等要綱第7によるものとする。

(費用の負担)

第32条 第29条第2項の規定により行政文書の写しの交付（電磁的記録にあってはこれに準ずる方法として規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第1 趣旨

本条は、条例の目的に鑑み、保有個人情報記録された行政文書の閲覧又は視聴について無料とするとともに、当該行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担として実費を徴収することを定めたものである。

第2 運用

- 1 写しを作成する場合の費用の額は、市長又は本市が設立した地方独立行政法人の定める額とする。また、写しを送付する場合の費用の額は、郵送料とする。
- 2 費用は、前納とし（施行細則第13条）、費用の徴収に係る事務は、市政情報室又は本市が設立した地方独立行政法人が行う。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）の内容に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第29条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報

(2) 第31条、法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報

2 第18条第2項の規定は、前項に規定する訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者について準用する。

3 訂正請求は、開示決定があった日又は第31条、法令若しくは他の条例の規定により保有個人情報の開示を受けた日（以下「法令等による開示日」という。）の翌日から起算して1年以内にしなければならない。

第1 趣旨

本条は、実施機関から開示を受けた保有個人情報に事実の誤りがあった場合に、そのことにより本人に不利益が及んだり、本人の権利利益を侵害するおそれがあるため、本人がその訂正を請求することができる権利を保障するとともに、訂正請求の要件について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 訂正請求ができる保有個人情報は「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」であるが、これは、保有個人情報として市が保有しているかどうか分からないものが訂正請求されたり、訂正請求に係る保有個人情報の特定に齟齬が生じないように、あらかじめ法制度にのっとり開示を受け、本人が確認した保有個人情報に限ったものである。

2 「事実」とは、住所、氏名、生年月日、年齢、家族構成、学齢、日時、金額、面積、数量等客観的に判断できる事項をいう。したがって、評価、判断等の主観的事項に関する保有個人情報については、訂正請求をするこ

とはできない。

- 3 「訂正」とは、保有個人情報のうち事実誤り若しくは不完全な情報がある場合に、修正、追加、更新、消去等の処理を行うことをいう。
- 4 「当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」とは、保有個人情報の訂正について、法令又は他の条例により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、当該法令又は他の条例の定めるところによることとしたものである。

(第2項関係)

本項は、開示請求と同様に、本人請求の例外として、代理人により行うことができる旨を定めたものである。したがって、本人が開示請求した場合にも、代理人は本項により訂正請求を行うことができるものである。

なお、代理人が開示請求した場合でも、本人は本項により訂正請求ができるものとする。

(第3項関係)

本項は、保有個人情報は、事務目的の範囲において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を定めるものである。

第3 運用

- 1 訂正請求の手續をとるまでもなく、その場で訂正に応じることができるものについては、実施機関に窓口において、対応するものとする。
- 2 法令又は他の条例の規定により特別の手續の定めがあるものについては、当該窓口を案内するなど適切な対応に努めるものとする。
- 3 法令又は他の条例の規定により特別の手續の定めがあるものの例
 - (1) 住民票の誤記又は記載漏れの訂正（住民基本台帳法第14条第2項）
 - (2) 戸籍の不適法な記載又は錯誤・遺漏の訂正（戸籍法第113条）
 - (3) 選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記の修正の調査請求（公職選挙法第29条第2項）

(訂正請求の方法)

第34条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報に特定するために必要な事項

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定があった日又は法令等による開示日

(4) 訂正を求める内容

(5) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料等を提出しなければならない。

3 第19条第2項の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第1 趣旨

本条は、保有個人情報の訂正についての具体的な請求手続と訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 保有個人情報の訂正の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は文書によることとした。

2 訂正請求は、訂正請求書を訂正請求をする者が直接受付場所に提出することにより行うものである。（施行細則第14条）

したがって、電話又は口頭による請求は、認められない。

3 本項各号に定める事項は、訂正請求書に記載すべき必要的記載事項であり、これらの記載は、訂正請求書を受付ける上での要件となるものである。

- 4 「訂正請求に係る保有個人情報を持定するために必要な事項」（第2号）とは、保有個人情報の内容、開示を受けた法令等の名称をいう。
- 5 「訂正を求める内容」（第4号）とは、事実の誤りがあるとして訂正を求める情報をどのように訂正するのか、その具体的内容をいう。

（第2項関係）

- 1 本項は、訂正請求に際しては、訂正を求める内容が事実合致することを証明する資料等を提出する義務があることを定めたものである。
- 2 資料等の提出がない場合は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときとして扱い、本条第4項の適用を受けるものとする。
- 3 「証明する資料等」とは、訂正請求の内容が事実合致することについて確信を抱かせる程度のもののほか、訂正を求める内容が一応確からしいという推測を抱かせる程度のものも含まれる。

（第3項関係）

本項は、開示請求の場合と同様の趣旨から、訂正請求をしようとするものが本人又はその代理人であることを確認するために必要な手続を定めたものである。

（第4項関係）

- 1 「形式上の不備」とは、記載されていない事項がある場合や、保有個人情報を持定するために必要な事項の記載が不十分であるため、保有個人情報が持定できない場合や、訂正を求める内容が事実合致することを証明する資料等の提出がない場合等をいう。
- 2 「相当の期間」とは補正を行うのに社会通念上必要と認められる期間である。

第3 運用

- 1 本市が設立した地方独立行政法人以外の実施機関に対する訂正請求の受付は、開示請求と同様にセンターで行い、本市が設立した地方独立行政法人に対する訂正請求の受付は、本市が設立した地方独立行政法人が定める場所又はセンターで行う。また、郵送による訂正請求の取扱いについても、開示請求と同様に限定された場合とする。
- 2 本人の口述書、意見書のみが添付されている場合は、「証明する資料

等」が提出されたものとは取り扱わないが、第三者が作成した事実と合致することを証明する旨の意見書等が添付されており、第三者が証明に協力するような場合は「証明する資料等」が提出されたものとして取り扱うものとする。

(訂正義務)

第35条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

第1 趣旨

本条は、訂正請求に対する実施機関の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報事実でないことが判明したときをいう。
- 2 「個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で」とは、個人情報取扱事務の目的に照らして、最新の状態に変更することを要しない保有個人情報について、現在の事実に基づいて訂正を求められた場合には、訂正義務は生じないことを定めたものである。

これは、訂正請求制度が、条例第10条第1項において「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない」と規定していることを受けて、本人が関与し得る制度として設けられるものであるため、実施機関の訂正義務も個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で生じることになるからである。

第3 運用

- 1 訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体である、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。
- 2 訂正請求に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で行えばよく、過去

の事実を記録することが個人情報取扱事務の目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正を請求された場合など、訂正をすることが目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。

3 適切な調査を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると認められることにならないから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないが、事実関係が明らかではない旨を追記する等の措置を講じておくことが運用上考えられる。

4 訂正・非訂正等の判断については、開示等要綱第8第3項第2号によるものとする。

(訂正請求に対する決定等)

第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定（以下「訂正決定」という。）をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、当該各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

第1 趣旨

本条は、訂正請求のあった保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定について定めるとともに、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しないときは、その理由を示さなければならないことを定めたものである。

第2 解釈

- 1 非訂正決定における理由の提示は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び非訂正の理由を請求者に知らせるためのものである。したがって、非訂正の理由は、明確に示さなければならない。
- 2 訂正決定等の審査基準については、審査要綱第7によるものとする。

第3 運用

- 1 実施機関は、訂正請求に対し、第1項又は第2項に規定する決定のいずれかを行い、訂正請求者に規則で定める書面によりその決定を通知しなければならない。
- 2 調査の結果、訂正請求の内容と異なる内容の事実が判明し、その判明した事実で訂正する場合は、訂正請求に対応するものではないので、全部の訂正をしない旨の決定をすることとなる。

- 3 第3項における理由は、訂正請求者が当該理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。理由を提示していない場合はもとより、提示された理由が抽象的、一般的なもので不十分である場合には、手続上の瑕疵がある行政処分となるので、本条の趣旨にのっとり十分かつ明確な理由の提示をしなければならない。
- 4 訂正・非訂正等の決定等については、個人情報の開示事務に準じた方法で行う。（開示等要綱第8第3項）
- 5 訂正の実施の方法については、開示等要綱第8第4項によるものとする。

(訂正決定等の期限)

第37条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第1 趣旨

本条は、訂正請求に対する訂正等の決定の期限について定めたものである。

第2 解釈

実施機関は、保有個人情報の訂正請求に対して、本条第1項により、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に訂正等の決定をしなければならないことが義務づけられている。

これは、訂正の請求があった場合の決定については、事実関係の調査を慎重に行う必要があることから、開示決定等の決定期間以上の期間が必要であるためである。

(第1項関係)

「訂正請求があった日」とは、職員が受付場所で訂正請求書を受付けた日又は請求書が郵送によって受付場所に到達した日をいう。

この場合、30日の起算日は、受付場所で請求書を受付けた日又は請求書が受付場所に到達した日の翌日であり、30日目（期間の満了日）が休日に当たるときは、その翌日を満了日とする。

(第2項関係)

1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、おおむね次のような場合をいう。

(1) 一度に多くの種類の保有個人情報の訂正請求があり、期間内に当該訂

正請求に係る決定をすることが困難であるとき

(2) 訂正請求のあった保有個人情報の内容が複雑であったり又は調査に時間が必要で、期間内に訂正決定等を行うことが困難であるとき

(3) 訂正請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されており、訂正決定等を行うに当たって第三者の意見を聴く必要があるため、期間内に訂正決定等を行うことが困難であるとき

(4) 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、決定期間内に訂正決定等を行うことが困難であるとき、年末年始等執務を行わない一定の期間があるとき、その他の合理的な理由により、期間内に訂正決定等を行うことが困難であるとき

2 「30日以内に限り延長することができる」とは、やむを得ない理由により、30日以内に訂正決定等を行うことができないときは、当該30日の満了する日の翌日から起算して30日以内に訂正決定等を行わなければならないとする趣旨である。

したがって、30日目が休日に当たる場合、その前の日において、もっとも近い休日でない日が延長できる限度となる。

第3 運用

1 訂正請求があった場合、当該訂正請求者の権利利益の保護を図るとともに、訂正請求に係る保有個人情報の慎重な取扱いを行うため、訂正決定等を行うまでの間、事務に支障がない限り、訂正請求に係る保有個人情報の利用及び提供を停止するよう努めるものとする。

2 第2項による期間延長は、同一の訂正請求について再度行うことはできないものとする。

3 訂正の決定期間の延長については、開示等要綱第8第3項第4号によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第38条 訂正請求があった日の翌日から起算して60日以内に、そのすべてについて訂正決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合又は訂正決定等を行うための調査が終了しないことが明らかな場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 実施機関は、前項の規定により訂正請求者に通知をしたときは、速やかに、その旨を名古屋市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

第1 趣旨

本条は、条例第37条の特例的規定として、訂正請求があった日の翌日から起算して60日以内に訂正決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合又は訂正決定等を行うための調査が終了しないことが明らかな場合における訂正決定等の期限について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、訂正請求に係る保有個人情報大量であり、事実関係の調査や、関係者の事情聴取等で訂正決定等に関する事務を60日以内に処理しようとする、事務所管課の通常事務を一時停止せざるを得ないといった程度の支障が生ずるおそれがある場合をいう。
- 2 「訂正決定等を行うための調査が終了しないことが明らかな場合」とは、事実関係の調査のためには検査等が必要で、それに要する時間が60日を超えるような場合をいう。
- 3 「相当の期間」とは、訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的

な期間をいう。したがって、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

- 4 「同条第1項に規定する期間内」とは、条例第37条第1項に規定する期間内をいい、具体的には、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内をいう。

(第2項関係)

本項は、本条の適正な運用を確保するために、本条を適用した場合に、審議会に報告することを義務付けたものである。

第3 運用

第2項に基づき審議会に報告する項目は次のとおりである。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の内容
- (2) 条例第37条第1項の規定による決定期間
- (3) 本条に基づき訂正決定等をする期限
- (4) 本条を適用する理由

(事案の移送)

第39条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第27条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

第1 趣旨

訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられる。そのため本条は、他の実施機関へ訂正請求事案を移送するときの要件及び手続を定めるものである。

第2 解釈

1 「他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」(第1項)とは、本項で例示された「訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき」のほか、訂正請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合等である。

2 「移送をした実施機関が移送前にした行為」(第2項)とは、訂正請求書の補正など条例に基づき移送前に行った全ての行為をいう。

3 第3項は、移送を受けた実施機関が、訂正請求に係る保有個人情報を訂

正する決定を行ったときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならないことを定めたものである。

第3 運用

- 1 事案の移送は、他の実施機関が作成した保有個人情報はず当該他の実施機関が訂正決定等をするべきであるというものを定めたものではなく、訂正請求を受けた実施機関が訂正決定等をすることを原則として、当該訂正請求の趣旨等を個別に考慮し、他の実施機関に判断を委ねた方がよいときには、事案を移送することができることを定めたものであるので、その決定については慎重に検討するものとする。
- 2 事案の移送によって、訂正請求者の不利益にならないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。このため、訂正決定等の期限は、移送をした実施機関に訂正請求があった日の翌日から起算することとなる。
- 3 訂正決定等を行う実施機関が何度も変わる（再移送）は適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当であると考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。
- 4 事案の移送については、保有個人情報の開示事務と同様の方法で行う。
(開示等要綱第8第5項)

(保有個人情報の提供先への通知)

第40条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第1 趣旨

本条は、実施機関が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合に、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知することを定めたものである。

第2 解釈

- 1 訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があった実施機関の保有する保有個人情報である。しかし、訂正の実施をした実施機関が、当該保有個人情報を第三者に提供しており、その提供先において誤った保有個人情報が利用されることを予見することができる場合には、訂正請求の制度の趣旨が活かされるように、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知するものである。
- 2 「必要があると認めるとき」とは、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用の目的等を勘案し、実施機関が必要と判断するときをいう。

第3 運用

提供先への通知については、開示等要綱第8第6項によるものとする。

第3節 消去・利用停止

(消去・利用停止請求権)

第41条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定等を受けたもの（第22条の規定により開示を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを除く。）又は第31条、法令若しくは他の条例の規定により開示を受けたものに限る。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「消去・利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して保有されているとき、第8条若しくは第9条の規定に違反して取得されたものであるとき、第11条若しくは第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止

(2) 第11条又は第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第18条第2項の規定は、消去・利用停止の請求（以下「消去・利用停止請求」という。）をしようとする者について準用する。

3 消去・利用停止請求は開示決定等があった日又は法令等による開示日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。

第1 趣旨

本条は、実施機関から開示を受けた保有個人情報、事務の目的を達成するために必要な範囲を超えて保有されているとき、適法に取得されたものでないとき、条例第11条の規定に違反して事務の目的以外の目的で利用又は提供されている場合に、本人がその消去並びに利用の停止及び提供の停止を請求することができる権利を保障するとともに、消去・利用停止請求の要件に

ついて定めたものである。

また、保有特定個人情報の取扱いについては、この条例に加えて番号法の規制も及ぶことから、同法に違反した場合も消去・利用停止請求の要件に加えるものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 消去・利用停止請求ができる保有個人情報は「自己を本人とする保有個人情報（開示決定等を受けたもの（第22条の規定により開示を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを除く。）又は第31条、法令若しくは他の条例の規定により開示を受けたものに限る。）」であるが、これは、保有個人情報として市が保有しているかどうかかわからないものが消去・利用停止請求されたり、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の特定に齟齬が生じないように、あらかじめ法制度にのっとり本人が存在することを確認した保有個人情報に限ったものである。
- 2 本項第1号は、次に掲げる場合において、消去又は利用の停止を求めることができる場合を定めたものである。
 - (1) 保有の制限の規定（条例第7条）に違反して保有しているとき
 - (2) 取得の制限の規定（条例第8条）に違反して取得されたものであるとき
 - (3) 要注意情報の取得の禁止の規定（条例第9条）に違反して取得されたものであるとき
 - (4) 利用及び提供の制限の規定（条例第11条及び第11条の2）に違反して利用されているとき
 - (5) 番号法第20条の規定に違反して収集又は保管されているとき
 - (6) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき
- 3 本項第2号は、利用及び提供の制限の規定（条例第11条及び第11条の3）に違反して提供されている場合において、提供の停止を求めることができる場合を定めたものである。
- 4 「消去」とは、請求に係る保有個人情報を記録媒体から消し去ることを

いい、当該保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

5 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部の停止も含む。

6 「提供の停止」とは、その後の提供行為を停止することをいう。

7 「当該保有個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止（以下「消去・利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」とは、保有個人情報の消去・利用停止について、法令又は他の条例により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、当該法令又は他の条例の定めるところによることとしたものである。

（第2項関係）

本項は、開示及び訂正請求と同様に、本人請求の例外として、代理人により行うことができる旨を定めたものである。したがって、本人が開示請求した場合にも、代理人は本項により消去・利用停止請求を行うことができるものである。

なお、代理人が開示請求した場合でも、本人は本項により消去・利用停止請求ができるものとする。

（第3項関係）

本項は、保有個人情報は、事務目的の範囲において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から消去・利用停止請求を行うことができる期間を定めるものである。

第3 運用

1 請求の手続をとるまでもなく、その場で消去・利用停止に応じることができるものについては、実施機関が窓口において、対応するものとする。

2 法令又は他の条例の規定により特別の手続の定めがあるものについては、当該窓口を案内するなど適切な対応に努めるものとする。

3 本条の規定する「提供の停止」とは、既に提供した保有個人情報の回収まで求めるものではない。しかし、違法な提供が判明した場合は、提供先と連携を図りつつ、適正な措置を講ずることが望ましい。

(消去・利用停止請求の方法)

第42条 消去・利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「消去・利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 消去・利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 消去・利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定等があった日又は法令等による開示日

(4) 消去・利用停止の趣旨及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか規則で定める事項

2 第19条第2項及び第34条第4項の規定は、消去・利用停止請求をしようとする者について準用する。

第1 趣旨

本条は、保有個人情報の消去・利用停止についての具体的な請求手続と消去・利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 保有個人情報の消去・利用停止の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期するため、消去・利用停止請求は文書によることとした。

2 消去・利用停止請求は、請求書を消去・利用停止請求をする者が直接受付場所に提出することにより行うものである。（施行細則第19条）

したがって、電話又は口頭による請求は、認められない。

3 本項各号に定める事項は、消去・利用停止請求書に記載すべき必要的記載事項であり、これらの記載は、請求書を受付ける上での要件となるものである。

4 「消去・利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事

項」(第2号)とは、保有個人情報の内容、開示を受けた法令等の名称をいう。

- 5 「消去・利用停止の趣旨」(第4号)とは、条例第41条第1項第1号又は第2号により求める措置の内容をいう。また「理由」とは、同項各号に該当すると考える根拠をいう。

(第2項関係)

本項は、消去・利用停止請求をしようとするものが本人又はその代理人であることを確認するために必要な手続及び補正の手続について開示及び訂正請求の場合と同様に取り扱うことを定めたものである。

第3 運用

本市が設立した地方独立行政法人以外の実施機関に対する消去・利用停止請求の受付は、開示及び訂正請求と同様にセンターで行い、本市が設立した地方独立行政法人に対する消去・利用停止請求の受付は、本市が設立した地方独立行政法人が定める場所又はセンターで行う。また、郵送による消去・利用停止の請求の取扱いについても、開示及び訂正請求と同様とする。(開示等要綱第9第1項及び第2項)

(消去・利用停止義務)

第43条 実施機関は、消去・利用停止請求があった場合において、当該消去・利用停止請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の消去・利用停止をしなければならない。ただし、第41条第1項第1号の規定により消去の請求があった場合において、当該保有個人情報を消去することにより事務の適正な遂行上著しい支障が生ずるときその他相当な理由があるときは、利用の停止をすることができるものとする。

第1 趣旨

本条は、消去・利用停止請求に対する実施機関の消去・利用停止義務を明らかにするものであり、消去・利用停止請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の消去・利用停止をしなければならないことを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「消去・利用停止請求に理由がある」とは、実施機関が、条例第41条第1項第1号及び第2号に該当する違反があると認めるときをいう。当該保有個人情報に係る事務の目的及びこの条例の趣旨を踏まえ、事実を基に客観的に判断するものとする。
- 2 本条ただし書の趣旨は、保有個人情報の消去を求められ、請求に理由があると認められるときであっても、当該保有個人情報が既になされた行政処分の重要な要素となっているような場合に、当該保有個人情報を消去すると、事後に行政処分が適正になされたものであるかの検証が不可能になったり、事後の法律関係を不安定にする可能性がある。また、当該保有個人情報を同時に二つ以上の事務で利用している場合に片方の事務の目的で利用が条例第11条違反であるとして消去の求められた場合に、請求に理由があると認められるときであっても、仮に消去してしまうともう一方の事務での利用が不可能になる。このようなことに配慮し、相当の事由があるときは、利用の停止にかえることができるとしたものである。

第3 運用

- 1 消去・利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。
- 2 消去・利用停止、非消去・利用停止等の判断については、開示要綱第9第3項第2号によるものとする。

(消去・利用停止請求に対する決定等)

第44条 実施機関は、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の消去・利用停止をするときは、その旨の決定（以下「消去・利用停止決定」という。）をし、消去・利用停止請求をした者（以下「消去・利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部の消去・利用停止をしないときは、その旨の決定をし、消去・利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の消去・利用停止をしないときは、消去・利用停止請求者に対し、当該各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

第1 趣旨

本条は、消去・利用停止請求のあった保有個人情報を消去・利用停止する旨又は消去・利用停止しない旨の決定について定めるとともに、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を消去・利用停止しないときは、その理由を示さなければならないことを定めたものである。

第2 解釈

1 非消去・利用停止決定における理由の提示は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するため及び非消去・利用停止の理由を請求者に知らせるためのものである。したがって、非消去・利用停止の理由は、明確に示さなければならない。

2 消去・利用停止決定等の審査基準については、審査要綱第8によるものとする。

第3 運用

1 実施機関は、消去・利用停止請求に対し、第1項又は第2項に規定する決定のいずれかを行い、消去・利用停止請求者に規則で定める書面により

その決定を通知しなければならない。

- 2 条例第43条ただし書を適用し、利用の停止を行った場合も、本条第1項の決定に含まれるが、条例第43条ただし書を適用した理由の提示及び審査請求等の教示が必要となる。
- 3 第3項における理由は、消去・利用停止請求者が当該理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。理由を提示していない場合はもとより、提示された理由が抽象的、一般的なもので不十分である場合には、手続上の瑕疵がある行政処分となるので、本条の趣旨にのっとり十分かつ明確な理由の提示をしなければならない。
- 4 消去・利用停止の決定等については、個人情報の開示事務に準じた方法で行う。（開示等要綱第9第3項）
- 5 消去・利用停止の実施の方法については、開示等要綱第9第4項によるものとする。

(消去・利用停止決定等の期限)

第45条 前条第1項及び第2項の決定（以下「消去・利用停止決定等」という。）は、消去・利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第42条第2項の規定により準用する第34条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、消去・利用停止請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第1 趣旨

本条は、消去・利用停止請求に対する消去・利用停止等の決定の期限について定めたものである。

第2 解釈

実施機関は、保有個人情報の消去・利用停止請求に対して、本条第1項により、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に消去・利用停止等の決定をしなければならないことが義務づけられている。

これは、消去・利用停止の請求があった場合の決定については、事実関係の調査を慎重に行う必要があることから、開示決定等の決定期間以上の期間が必要であるためである。

(第1項関係)

「消去・利用停止請求があった日」とは、職員が受付場所で消去・利用停止請求書を受付けた日又は請求書が郵送によって受付場所に到達した日をいう。

この場合、30日の起算日は、受付場所で請求書を受付けた日又は請求書が受付場所に到達した日の翌日であり、30日目（期間の満了日）が休日に当たるときは、その翌日を満了日とする。

(第2項関係)

1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、おおむね次のような場合をいう。

(1) 一度に多くの種類の保有個人情報の消去・利用停止請求があり、期間内に当該消去・利用停止請求に係る決定をすることが困難であるとき

(2) 事実関係の調査に時間が必要で、期間内に消去・利用停止決定等を行うことが困難であるとき

(3) 天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、決定期間内に消去・利用停止決定等を行うことが困難であるとき、年末年始等執務を行わない一定の期間があるとき、その他の合理的な理由により、期間内に消去・利用停止決定等を行うことが困難であるとき

2 「30日以内に限り延長することができる」とは、やむを得ない理由により、30日以内に消去・利用停止決定等を行うことができないときは、当該30日の満了する日の翌日から起算して30日以内に開示決定等を行わなければならないとする趣旨である。

したがって、30日目が休日に当たる場合、その前の日において、もっとも近い休日でない日が延長できる限度となる。

第3 運用

1 消去・利用停止請求があった場合、当該消去・利用停止請求者の権利利益の保護を図るとともに、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の慎重な取扱いを行うため、消去・利用停止決定等を行うまでの間、事務に支障がない限り、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の利用及び提供を停止するよう努めるものとする。

2 第2項による期間延長は、同一の消去・利用停止請求について再度行うことはできないものとする。

(消去・利用停止決定等の期限の特例)

第46条 消去・利用停止請求があった日の翌日から起算して60日以内に、そのすべてについて消去・利用停止決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合又は消去・利用停止決定等を行うための調査が終了しないことが明らかな場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、相当の期間内に消去・利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、消去・利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 消去・利用停止決定等をする期限

2 第38条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第1 趣旨

本条は、条例第45条の特例的規定として、消去・利用停止請求があった日の翌日から起算して60日以内に消去・利用停止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合又は消去・利用停止決定等を行うための調査が終了しないことが明らかな場合における消去・利用停止決定等の期限について定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、請求に係る保有個人情報大量であり、事実関係の調査や、関係者の事情聴取等で消去・利用停止決定等に関する事務を60日以内に処理しようとする、事務所管課の通常事務を一時停止せざるを得ないといった程度の支障が生ずるおそれがある場合をいう。
- 2 「消去・利用停止決定等を行うための調査が終了しないことが明らかな場合」とは、事実関係の調査のためには検査等が必要で、それに要する時間が60日を超えるような場合をいう。

- 3 「相当の期間」とは、消去・利用停止決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいう。したがって、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

(第2項関係)

本項は、本条の適正な運用を確保するために、本条を適用した場合に、審議会に報告することを義務付けたものであり、条例第38条第2項の規定を準用するものである。（詳細はその条項の解釈及び運用を参照）

(保有個人情報の提供先への通知)

第47条 実施機関は、消去・利用停止決定に基づく保有個人情報の消去・利用停止の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、実施機関が消去・利用停止決定に基づく消去・利用停止の実施をした場合に、当該保有個人情報の提供先に対し、その旨を通知するよう努めることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 消去・利用停止請求の対象は、一義的には、消去・利用停止請求があった実施機関の保有する保有個人情報である。しかし、条例第11条に違反して提供した保有個人情報、提供先で今後も利用されることが予見される場合や、条例第7条に違反して保有し、又は条例第8条若しくは第9条に違反して取得した保有個人情報を、第三者に提供しており、提供先で利用されることが予見される場合には、消去・利用停止請求の制度の趣旨が活かされるように、提供先に対し消去・利用停止の実施をした旨を通知するよう努める必要がある。
- 2 「必要があると認めるとき」とは、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用の目的等を勘案し、実施機関が必要と判断するときをいう。

第3 運用

- 1 条例第7条に違反して保有し、又は条例第8条若しくは第9条に違反して取得したことを理由に消去・利用停止する保有個人情報については、提供先に対して、市が違法に保有しているもの又は違法に取得したものを提供したことを説明し、返還、消去を求めるよう努めるものとする。
- 2 条例第11条に違反して、提供したことを理由に提供の停止を行う保有個人情報については、提供先に対して違法な提供であることを説明し、返還、

消去を求めるよう努めるものとする。

- 3 提供先への通知については、開示等要綱第9第5項によるものとする。

第4章 審査請求

(審議会への諮問等)

第48条 開示決定等、訂正決定等、消去・利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは消去・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関に対してするものとする。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| (1) 実施機関が議長の場合 | 議長 |
| (2) 実施機関が本市が設立した地方独立
行政法人の場合 | 当該地方独立行政法人 |

- (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 市長

2 開示決定等、訂正決定等、消去・利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは消去・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

3 市長、議長又は本市が設立した地方独立行政法人は、開示決定等、訂正決定等、消去・利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは消去・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、名古屋市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正することとするとき。
- (4) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の消去・利用停止することとするとき。

4 市長、議長又は本市が設立した地方独立行政法人は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

第1 趣旨

本条は、開示決定等、訂正決定等又は消去・利用停止決定等（行政処分）について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の救済手続を定めたものである。

第2 解釈

（第1項関係）

本項は、市として個人情報保護制度の意義、目的に沿った統一的な判断を行うとともに審査の公正性を確保するため、議長及び本市が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等、消去・利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは消去・利用停止請求に係る不作為を除き、審査請求は市長に対して行うとする趣旨である。

（第2項関係）

- 1 第2項は、行政不服審査法第9条第1項ただし書における「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」の「特別の定め」として定められたものである。開示決定等、訂正決定等、消去・利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは消去・利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、審議会での審議との重複を避けるため、審理員による審理手続きの適用を除外するものである。

（第3項関係）

- 1 第3項は、審査請求があった場合、市長、議長又は本市が設立した地方独立行政法人は、本項第1号から第4号までに該当する場合を除き、条例第51条により設置されている審議会に速やかに諮問することを定めたものである。
- 2 「審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき」（第1号）とは、審査請求の法定期間の徒過、審査請求人不適格等の要件不備が明らかであることにより却下されるときをいう。
- 3 「審査請求の全部を認容し」（第2号）とは、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に当該保有個人情報の全部を開示する場合をいう。

- 4 「反対意見書が提出されているときを除く」（第2号）とは、決定の取消し又は変更によって、反対意見書が提出されている保有個人情報の全部を開示することにより、意見書を提出した第三者の権利利益を害するおそれがあるため、審議会に諮問することとしたものである。
- 5 「審査請求の全部を認容し」（第3号）とは、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に請求者の請求通りに当該保有個人情報の全部を訂正する場合をいう。
- 6 「審査請求の全部を認容し」（第4号）とは、消去・利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を消去・利用停止しない旨の決定を取り消し、又は変更し、結果的に請求者の請求通りに当該保有個人情報の全部を消去・利用停止する場合及び消去の請求に対して条例第43条ただし書を適用し行った利用停止をする決定を取り消し、又は変更し、請求者の請求通りに当該保有個人情報の全部を消去する場合をいう。

（第4項関係）

第4項は、審議会に諮問した市長、議長又は本市が設立した地方独立行政法人が、審議会の答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うことは制度の趣旨から当然であるが、このことは、制度の根幹に関わる事項であるため、明確に定めたものである。

第3 運用

- 1 審査請求前置主義が採られていないので、行政不服審査法による審査請求を行うことなく、直ちに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟等を提起することも可能である。
- 2 議長及び市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求を除き、審査請求書の受付、審議会に対する諮問、審査請求に対する裁決に関する事務処理は、市政情報室で行う。
- 3 保有個人情報の開示決定の取消しを求める審査請求が提起された場合、当該審査請求の提起自体には、行政不服審査法第25条第1項の規定により、当該開示決定に係る保有個人情報の開示に対する執行停止の効力はない。しかしながら、同法第25条第2項又は第3項の規定により、処分の取消しを求める審査請求に併せて執行停止の申立てがあり審査庁が執行停止を行

ったとき又は審査庁が職権により執行停止を行ったときは、当該審査請求に対する裁決の日までは開示しないこととする。

- 4 裁決に基づいて保有個人情報の全部または一部を開示する場合は、事務所管課から審査請求人へ開示の日時、場所を通知するものとする。また、開示の実施は事務所管課の職員が行い、センターの職員が立会うものとする。（開示等要綱第11）
- 5 開示請求権等は一身専属的なものであるため、相続の対象となるものでなく、審査請求人が死亡した場合は、審査請求は当然に終了する。

(諮問をした旨の通知)

第49条 前条第3項の規定により諮問をした市長、議長又は本市が設立した地方独立行政法人は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は消去・利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第1 趣旨

本条は、市長、議長又は本市が設立した地方独立行政法人が、審査請求人や行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人などの関係者に対し、審議会に諮問をした旨を通知しなければならないことを定めたものである。

第2 解釈

- 1 本条は、審査請求人、参加人等の関係者にとっては、諮問がいつ開始されたかを知ることは重要であるため、諮問をした旨の通知を義務づけたものである。
- 2 「参加人」とは、審査請求に係る開示決定等の取消し又は変更等に関し法律上の利害関係を有するものである。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第50条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第1 趣旨

本条は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報に係る審査請求に対する裁決と開示の実施の日の間に相当の期間を置くこと等により、当該第三者に必要な措置を取る機会を確保することについての手続を定めたものである。

第2 解釈

- 1 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下又は棄却する裁決がされた場合、その後直ちに実施機関が開示を実施すると、当該第三者が開示を差し止める措置をとる機会を失し、当該第三者に回復不能の損害を与えるおそれがある。

そこで、第1号において、開示の実施前に当該第三者に争訟を提起する機会を確保するため、審査請求に対する裁決の日と開示実施の日の間に相当な期間を設けることとしたものである。

- 2 第2号は、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について審査請求が提起され、その結果、当該開示決定等を変更し、当初の決定より開示する部分を拡大する裁決がされた場合についても、開示に反対の意思を表明している第三者である参加人に争訟の機会を保障するため、開示の実施前に相当な期間を設けることとしたものである。

第3 運用

本条各号に該当する場合は、当該第三者に対し、開示する旨の裁決を行っ

た旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第 5 章 名古屋市個人情報保護審議会

第 1 節 設置及び組織

(審議会)

第51条 市長の附属機関として、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長又は実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を当該市長又は当該実施機関に答申する。

- (1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項
- (2) 第48条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決に関する事項
- (3) その他個人情報の保護に関する重要な事項

3 審議会は、この条例の規定により報告を受けた事項その他個人情報保護制度の運営に関して報告を受けた事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。

第 1 趣旨

本条は、市長の附属機関（諮問機関）を設置することを定めたものである。

審議会は、審査請求に関する審査機能のほか、個人情報保護制度の運営審議機関としての機能も併せ有し（第 2 項）、制度の公正かつ民主的な運営を確保するため設置するものである。

第 2 解釈

(第 2 項関係)

1 「この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項」（第 1 号）とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 本人取得の例外（条例第 8 条第 2 項第 9 号）
- (2) 社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項（条例第 9 条）
- (3) 要注意情報の取得制限の例外（条例第 9 条第 2 号）
- (4) 利用及び提供の制限の例外（条例第11条第 1 項第 9 号）
- (5) 要注意情報の電子計算機処理（条例第13条第 2 号）
- (6) 電子計算機処理の新規開始（条例第14条第 2 項）

(7) 電子計算機処理の重要な変更（条例第14条第3項）

(8) 電子計算機の結合（条例第15条ただし書）

- 2 「その他個人情報保護に関する重要な事項」（第3号）とは、個人情報保護制度運営上の基本的事項の改善その他制度の推進を図るため必要な事項等をいう。

（第3項関係）

- 1 「この条例の規定により報告を受けた事項」とは、次に掲げる事項をいう。

(1) 訂正請求に対し特例延長した旨（条例第38条第2項）

(2) 消去・利用停止請求に対し特例延長した旨（条例第46条第2項）

- 2 「その他個人情報保護制度の運営に関して報告を受けた事項」とは、個人情報保護制度の運営にあたり、実施機関から審議会に報告する必要があるとして判断し報告されたものをいい、具体的には、条例に関連する規程の整備、改正に関すること、事務の実施状況に関し特に審議会に連絡する必要がある報告されたもの等である。

第3 運用

- 1 審議会の庶務は、市政情報室において処理する。
- 2 第2項の規定により諮問するとき及び第3項に規定する報告を行うときは、市政情報室と協議するものとする。

(組織及び委員)

第52条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報保護制度について学識経験を有し、公正かつ公平な判断を行うことができる者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第1 趣旨

本条は、審議会の委員数、委員の資格、委嘱、任期、守秘義務について定めたものである。

第2 解釈

1 審議会は、実施機関が行った開示決定等についての的確に判断を行うため、審議会が自ら関係者から意見等を聴取し、又は非開示情報が記録されている行政文書を直接見ることができる権限を有している（条例第55条）。そこで、第4項では、委員に守秘義務を課したものである。

2 「職務上知り得た秘密」（第4項）とは、個人情報に限らず、一般行政情報で秘密に属するものも含む趣旨である。

第3 運用

委員が、第4項の守秘義務に違反した場合、条例第76条に規定されている罰則の適用の対象となる。

(会長)

第53条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第1 趣旨

本条は、審議会の会長及び会長職務代理について定めたものである。

第2 解釈

「事故があるとき」（第3項）とは、在職しているが、職務をとりえない事情にある場合をいい、「欠けたとき」（第3項）とは、会長が欠員となったときのことをいう。

第3 運用

会長の事故等は何時発生するか予測しがたいので、会長職務代理は、会長互選後、直ちに指名するものとする。

(小委員会)

第54条 審議会は、その指名する委員3人をもって構成する小委員会に、第51条第2項各号に掲げる事項について調査審議させることができる。

第1 趣旨

本条は、調査審議を迅速かつ機動的に行うため、一部の委員で構成する小委員会に調査審議させることができる旨を定めたものである。

第2 解釈

「第51条第2項各号に掲げる事項について調査審議させることができる」とは、小委員会において調査、審議し、その結論をもって審議会の答申とすることができるという趣旨である。

第2節 審議会の調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第55条 審議会（前条の規定により小委員会に審議させる場合にあつては小委員会。以下この節（第61条を除く。）において同じ。）は、第51条第2項第2号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、第51条第2項各号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第1 趣旨

本条は、審議会の行う調査の手続について定めたものである。

第2 解釈及び運用

1 第1項は、実施機関の行った開示決定等、訂正決定等又は消去・利用停止決定等の判断が妥当かどうかを判断するため、審査請求にかかる保有個人情報を審議会が直接見ることができる権限（インカメラ審査）を審議会に認めたものである。

通常、審議会は、本項に基づき、保有個人情報を直接見て審議を行うが、情報の性質に応じて、特別の配慮が必要とされるものについては、当該保有個人情報を提出することの行政運営上の支障との比較衡量から、当該保有個人情報の提出を求めるか否かを決定するものである。

- 2 第2項は、審議会から保有個人情報の提出を求められた場合は、実施機関にはこれに応ずる義務があることを定めたものである。
- 3 第3項は、審査請求に係る保有個人情報の量が多く、複数の非開示情報が複雑に関係する事案等の審議では、争点を明確にし、審議を効率的に行うため、当該保有個人情報の内容を分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）の作成を実施機関に求めることができることを定めたものである。
- 4 第4項は、審査請求に対する裁決に関する事項のみならず、条例第51条第2項第1号及び第3号に関する事項を調査審議するため必要があると認めるときも、審議会が実施機関に資料の提出を求めるなどの調査ができることを明らかにしたものである。

「その他必要な調査」（第4項）とは、審議会が審議するために必要と認めるその他の調査をいう。

(意見の陳述)

第56条 審議会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

第1 趣旨

本条は、審査請求人等の審議会における口頭での意見陳述及び補佐人について定めたものである。

第2 解釈

1 審議会の審議は、書面を中心に行われるものであるが、審査請求人等に弁明、反論の機会を保障することが、審査請求人等の権利利益の保護に資する面があるとともに、審議会の判断の適正にも資する面があるので、審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるものである。

2 審査請求人等には、実施機関も含まれる（条例第55条第4項）から、実施機関も口頭での意見陳述（補足説明）の申出ができるものである。

3 「その必要がないと認めるとき」（第1項）とは、おおむね次のような場合をいう。

(1) 審議会が審査請求人等の意見を全面的に認める意向であるとき。例えば、開示請求者が審査請求人であり、非開示決定に対して審査請求をしている場合に、審議会が当該非開示決定を取り消し、全部開示すべきとの答申をする意向を固めているときに、開示請求者から意見陳述の申出があった場合

(2) すでに、同一の保有個人情報についての判断が先例として確立しており、その判断を見直す必要も認められないようなとき

4 「補佐人」（第2項）とは、行政不服審査法第31条第3項に定める補佐人と同義であり、専門知識をもって、審査請求人又は参加人を援助することができる第三者のことである。

- 5 口頭意見陳述の際の補佐人は、許可制になっており、審議会は、補佐人の出頭を許可する場合、合理的な範囲にその人数を制限することができるものである。

(意見書等の提出等)

第57条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審議会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、審査請求人等からの意見書又は資料の提出に関する手続を定めたものである。

第2 解釈

1 「相当の期間」（第1項）とは、意見書又は資料を準備するために社会通念上必要と認められる期間をいう。

2 第2項は、審査請求人等は、条例第59条の規定により、審議会へ提出された意見書及び資料の閲覧等を求めることができるが、意見書及び資料が提出されたかどうかは審査請求人等にはわからないので、意見書等が提出された場合、審議会は審査請求人等にその旨を通知するよう努めることを定めたものである。

(委員による調査手続)

第58条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第55条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第56条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

第1 趣旨

本条は、審議会の調査手続の効率化を図るため、必要があると認める場合は、審議会の会議によらないで、その指名する委員により、調査手続を進めることができる旨を定めたものである。

第2 解釈及び運用

審議会は、提示された保有個人情報が膨大であったり、専門的な内容であった場合、指名された委員により個別に調査を行い、その結果に基づき審議会で審議を行う。また、審査請求人等の事情を勘案して、指名された委員が審査請求人等から単独で口頭意見陳述を聴く、といった運用を行うものである。

(提出資料の閲覧等)

第59条 審議会は、審査請求人等から、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めるものとする。

2 審議会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

第1 趣旨

本条は、審査請求人等に、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を認めることによって、弁明・反論をより実効的に行うことができることになり、また、審議会における公平な審議にも資することから、審査請求人等からの意見書又は資料の閲覧等の申出に対し、審議会は、できる限り応ずるよう努めることを定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 「資料」の中には、審査請求に係る保有個人情報記録されている行政文書は含まれない。
- 2 「第三者の利益を害するおそれがある」とは、個人のプライバシーを侵害したり、法人の事業活動に支障が生ずるおそれがある場合などをいう。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、提出された資料等に行政運営上支障を生ずる情報が記録されている場合等をいう。

(調査審議手続の非公開)

第60条 第51条第2項第2号に掲げる事項に係る調査審議の手続は、公開しない。

第1 趣旨

本条は、保有個人情報についての開示決定等、訂正決定等及び消去・利用停止決定等の当否の審査は、審査請求人や参加人等の権利利益に関わる情報のほか、第三者の個人のプライバシーや法人等の経営上の秘密に関わる情報が審議過程で明らかにされるのが通常であるので、これらの調査審議の手続はすべて非公開とすることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 本条に規定する「調査審議の手続」には、審査請求人等の口頭意見陳述の手続も含まれる。
- 2 条例第51条第2項第2号に掲げる事項に係る調査審議の手続以外の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

第3 運用

条例第51条第2項第1号及び第3号並びに第3項に規定する事項について調査審議を手続を公開して行う場合は、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱の定めるところによる。

(答申書の送付等)

第61条 審議会は、第51条第2項第2号に掲げる事項に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第1 趣旨

本条は、審議会の答申内容が諮問した市長、議長又は本市が設立した地方独立行政法人以外の審査請求人等に確実に伝わることを担保するとともに、説明する責務の観点から、答申内容の公表を義務づけることを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「答申の内容」とは、答申書自体ではなく、審査請求人や参加人の氏名・住所等、公表することが適当でないと考えられる箇所を除いた上で、その要旨をまとめたものである。
- 2 答申が行われた場合、速やかに、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第62条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第1 趣旨

本条は、審議会に関して必要な事項を規則により定めることとしたものである。（施行細則第24条から第27条まで及び名古屋市個人情報保護審議会運営規程）

第 6 章 出資法人等が取り扱う個人情報の保護

(出資法人等の責務)

第63条 本市の出資する法人等で規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

第 1 趣旨

本条は、本市が出資している法人等のうち、規則で定める法人等については、本市の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。

第 2 解釈

本市が出資する法人等も、条例第 4 条（事業者の責務）の適用があるが、これらの法人等のうち、市が財政上の支出を行っているもの及び市政とかかわりの深い業務を行っており、実質的に本市と一体になって市政を進めているものについては、本市に準じた適切な個人情報の保護措置を講ずること及び個人情報保護法第 4 章以降に規定されている個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する個人情報取扱事業者に課せられている個人情報の保護に関する義務等を、たとえ個人情報取扱事業者に該当しない出資法人等があっても果たすことが求められることから、特に本条に定めたものである。

(第 1 項関係)

- 1 「規則で定めるもの」とは、地方自治法第221条第3項の法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）及び施行細則別表 2 に掲げる法人等をいう。（施行細則第28条）
- 2 「留意しつつ」とは、個人情報の保護に関する本市の施策にならい、あるいは参考とすることをいう。
- 3 「必要な措置」とは、出資法人等が、その保有する個人情報の保護に関する内部管理規程を設けたり、個人情報の保護の重要性を職員に認識させるための研修を行うことなどをいう。

(第2項関係)

「指導に努めなければならない」とは、実施機関が出資法人等に対し、個人情報保護に関する制度を整備し、また、その制度を円滑に運用するよう、必要な指導、助言を行うことをいう。

第3 運用

- 1 出資法人等に指導、助言を行うときは、別に定める「出資法人等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン（平成17年2月3日市民経済局長決裁。以下「出資法人基準」という。）」を参考にするものとする。
- 2 出資法人等は、個人情報保護に関する規程を定め、公表するものとする。
（出資法人基準第22条）
- 3 出資法人等が、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当するときは、個人情報保護法第4章以降の適用もあることに留意するものとする。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第64条 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該公の施設を管理するに当たって取り扱われる個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は指定管理者から公の施設の管理の業務の委託を受けたもの（以下「指定管理者等」という。）は、当該公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者等又はその管理する公の施設の管理の業務（指定管理者から委託を受けた業務を含む。以下「指定管理業務」という。）に従事している者若しくは従事していた者は、当該指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 実施機関は、指定管理者等に対し、当該個人情報の適正な取扱いを確保するため、当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができる。

5 実施機関は、当該個人情報が指定管理者等において、適正に取り扱われていないと認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を求めるものとする。

第1 趣旨

本条は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる際は、実施機関に個人情報の保護のために必要な措置を講ずる義務があることを定めるとともに、指定管理者やその管理の業務に従事する者等について、その義務を定めたものである。

第2 解釈

(第1項関係)

1 「指定管理者に公の施設の管理を行わせるとき」とは、指定管理者に公の施設の管理を行わせるとき一切を指し、指定管理者に対する公の施設の使用許可権限の委任の有無や、地方自治法第244条の2第8項に基づく指定管理者による利用料金の収受の有無等にかかわらない。

2 「個人情報の保護のために必要な措置」とは、指定管理者を選定するに

当たり、個人情報の保護体制の整備状況についての調査等を行うこと、指定管理者と締結する協定において個人情報の保護に関して必要な事項を具体的に定めること、公の施設の管理の業務の開始後も協定において定めた事項の遵守状況について調査することなどをいう。

(第2項関係)

「個人情報の保護のために必要な措置」とは、個人情報の適正取得のための措置、条例第10条に規定する実施機関が講ずべき措置（同条第3項ただし書の規定を除く。）と同様の措置、要注意情報の厳重な取扱いのための措置、管理の業務に従事する者に対する個人情報保護の意識向上を図る措置などが考えられる。

(第3項関係)

- 1 本項は、指定管理者又は指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者（いずれも指定管理業務の委託先を含む。）は、条例第16条に規定する実施機関の職員の義務と同様の義務を有することを明らかにしたものである。
- 2 本項の義務に違反した場合、条例第72条及び第73条に規定する罰則の適用があり得る。

(第4項関係)

- 1 本項は、指定管理者に公の施設の管理を行わせた後においても、個人情報の適正な取扱いを確保することが必要であるため、実施機関が当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができることを定めたものである。
- 2 「報告を求め、調査をすることができる」とは、指定管理協定書等で定められた事項の遵守状況について文書で報告を求めたり、指定管理者が個人情報を取り扱っている場所に立ち入り調査をしたりすることをいう。
- 3 本市の調査権は指定管理業務の委託先にも及ぶ。

(第5項関係)

- 1 本項は、指定管理者において個人情報が適正に取り扱われていないことによる個人の権利利益の侵害を防止するために、実施機関は、指定管理者が不適切な取扱いを行っているとき適切な措置を講ずることを規定したものである。

- 2 「取扱いの是正を求める」とは、実際に行われている個人情報の不適正な取扱いの改善を要求することをいい、具体的には個人情報の取得方法の改善、個人情報の管理方法の改善その他の改善を求めることをいう。
- 3 本市の是正権は指定管理業務の委託先にも及ぶ。

第3 運用

- 1 指定管理者の選定は、個人情報の保護を適正に図ることができると認められるものの中から行わなければならない。
- 2 指定管理者との協定において個人情報の保護に関して必要な事項を定めるときは、別に定める委託等基準によるものとする。
- 3 指定管理者と協定を締結するに当たっては、協定書に特記事項を記載し、情報取扱注意項目を追加又は添付するものとする。（委託等基準第4項）
- 4 指定管理者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、その使用する者に周知しなければならない。（委託等基準第3項第10号、情報取扱注意項目第11第3項）
- 5 指定管理者は、個人情報保護のための規程を設けなければならない。その内容については、指定管理者個人情報保護規程準則を参考にするものとする。（委託等基準第3項第11号、情報取扱注意項目第13第1項）
- 6 指定管理者は、利用者情報等を取り扱う際には、当該利用者情報等を取り扱う事務の名称、取り扱われる利用者情報等の項目及びその利用目的等を、本市に届け出なければならない。（情報取扱注意項目第13第2項）
- 7 指定管理業務の委託は原則として禁止であるが、指定管理者があらかじめ書面で実施機関の承諾を得た場合は認められる。（あんしん条例細則第32条の2第1項、同第3項、同第4項、委託等基準第3項第7号、情報取扱注意項目第6）

この場合であっても、指定管理業務の委託先からさらに委託してはならない。（再委託の禁止）（委託等基準第3項第6号ウ、情報取扱注意項目第6第3項）
- 8 第5項の規定に基づき是正を求めるときは、市政情報室と協議するものとする。（取扱要綱第10第4項）

第7章 雑則

(苦情の処理)

第65条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、市民の不安を解消し、個人情報の取扱いの適正性を確保するために、実施機関が行う個人情報の取扱いについて、市民から苦情があった場合に、実施機関が真摯に受け止め、適切かつ迅速に対応する責務を定めたものである。

第2 解釈

- 1 「当該実施機関が行う個人情報の取扱い」とは、実施機関が行う個人情報の取扱いの全般である。
- 2 苦情の申出をする者に制限はなく、また、苦情を申し出る者の個人情報の取扱いに限らず、第三者の個人情報の取扱いや本市における個人情報保護制度についても申出ができるものである。
- 3 「処理するよう努めなければならない」とは、実施機関は、必要に応じて調査、検討等を行い、苦情の申出の趣旨、内容に即した解決に努めることをいう。

第3 運用

- 1 苦情処理については、苦情の多くは、各実施機関における個人情報の日常的な処理、利用等において発生するものであることから、当該実施機関の責任において適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 2 苦情の申出の方法は、書面でも口頭でもよく、その形式は問わない。
- 3 苦情の申出があった時は、実施機関は、苦情の申出の処理状況について記録を残すとともに、苦情の申出者からの処理状況の問合せに応じるよう努めるものとする。
- 4 センターで苦情を受け付けた場合は、事務所管課に処理票（取扱要綱様式例5）を送付する。事務所管課は、適切かつ迅速に苦情の処理に努め、

苦情申出者から文書による回答を求められた場合には文書で回答するものとする。また、事務所管課は、苦情の申出に対する処理内容を処理票に記載し、その写しを市政情報室に送付するものとする。（取扱要綱第11第2項）

(国及び他の地方公共団体との協力)

第66条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対し協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応じるものとする。

第1 趣旨

本条は、高度情報化社会の進展に伴い、行政の情報が広範囲において利用され、また、個人情報を取り扱う事業者の活動が市域を越えて広範囲にわたる状況において、個人情報の保護を図っていくためには、国や他の地方公共団体と相互に協力をしていくことが不可欠であるため、本市として国等に積極的に協力を求めていくとともに、国等からの協力要請についても積極的に受け入れていくことを定めたものである。

第2 解釈

「個人情報の保護を図るために」とは、実施機関が取り扱う個人情報の保護に限らず、民間部門の事業者が取り扱う個人情報の保護を図る場合も含まれる。

第3 運用

- 1 国に対し協力を要請する場合としては、法定受託事務における個人情報の取扱いの改善を要請する場合、全国的に事業者に対して具体的保護対策を講ずるよう働きかけを行う場合や、活動範囲が広域にわたる事業者の個人情報の取扱いについて改善を求める場合などがある。
- 2 他の地方公共団体との間においては、個人情報保護の施策や事業者の個人情報の取扱いについての調査、研究等の情報の交換、提供を、積極的に行っていくものとする。

(市長の助言等)

第67条 市長は、個人情報保護制度の運用に関して必要があると認めるときは、実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

第1 趣旨

本条は、本市として統一的に条例を運用していく必要があるため、地方自治法上の本市の統括代表者及び本市が設立した地方独立行政法人の設立団体の長である市長が、その調整機能を果たすことを定めたものである。

第2 解釈

- 1 個人情報保護制度の目的を達成するためには、制度の公正で統一的な運用が必要であることから、市長の調整権を明確にしたものである。
- 2 報告の要求及び助言の内容は、個人情報の保護に関することである限り、条例の解釈、運用、個人情報の一般的な取扱基準、具体的な事案の処理の方針等あらゆる事項に及び得る。
- 3 「報告」とは、個人情報保護制度の運用実態を把握するために実施機関に対し求める報告をいい、その例としては、次のようなものがある。
 - (1) 個人情報の目的外利用・提供を個人情報データファイルで行った場合の報告を求めること
 - (2) 簡易な手続による開示の実施に必要な項目を定めたこと及びその運用状況について報告を求めること
 - (3) 出資法人等の個人情報の保護措置及び運用状況について報告を求めること

(運用状況の公表)

第68条 市長は、毎年1回、この条例に基づく個人情報保護制度の運用状況について市民に公表するものとする。

第1 趣旨

本条は、条例の実施状況についての公表に関する市長の責務を定めたものであり、個人情報保護制度の実施状況を把握して、今後の適正な運営を図るとともに、市民に公表して市民の適正な利用及び制度全体の健全な発展を推進する趣旨である。

第2 解釈

「個人情報保護制度の運用状況」とは、個人情報取扱事務の届出件数、個人情報の開示、訂正、消去・利用停止の請求の件数、開示・非開示決定件数、審査請求件数等の制度の運用状況をいう。

第3 運用

市政情報室は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(議長等が欠けている場合の特例)

第69条 実施機関が議長の場合における第24条（第1項ただし書を除く。）、第25条、第37条（第1項ただし書を除く。）、第38条、第45条（第1項ただし書を除く。）及び第46条に規定する期間の計算については、議員の任期満了、議会の解散その他の事由により、議長及び副議長がともに欠けている期間の日数は、算入しない。

第1 趣旨

本条は、実施機関が議長の場合、議長及び副議長がともに欠けたときには、開示決定等、訂正決定等又は消去・利用停止決定等を行う権限を有する者がいなくなるため、そのような場合における開示決定等、訂正決定等又は消去・利用停止決定等の期間の特例を定めたものである。

第2 解釈

実施機関が議長の場合、保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求（以下「開示請求等」という。）は議長に対し行われ、当該開示請求等に対する決定も議長が行うのが原則であり、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うことになる。（地方自治法第106条第1項）

しかしながら、議長及び副議長がともに欠けている期間（以下「議長不在期間」という。）においては、行政処分である決定を行う行政庁が存在しなくなるため、申請に対する処分を行うことができなくなる。そのため、決定を行うことができない議長不在期間を、条例第24条第1項本文等の期間の計算において除算するものである。

第3 運用

- 1 任期満了による場合は、保有個人情報の開示請求等をしようとするものに対し、その時点で予測され得る状況を事前に十分に説明することが必要である。
- 2 開示請求等がなされてから、決定の期限が満了するまでの間に議長不在期間が発生する場合において、不在になる日が決定の期限の満了日に近い

場合や開示請求等の内容により議長不在期間の前に決定を行うことができる場合は、速やかに決定を行うように可能な限り努めるものとする。

(適用除外)

第70条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- (3) 本市の図書館その他図書、資料等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 第3章及び第4章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）
- (2) 法律（行政機関個人情報保護法を除く。）の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定の適用を除外されている保有個人情報

第1 趣旨

本条は、この条例の全部又は一部の適用を受けない個人情報について定めるものである。

第2 解釈

(第1項関係)

- 1 本項第1号及び第2号は、統計法（平成19年法律第53号）において所要の措置を講ずるとされている統計調査等に係る個人情報との調整について規定したものである。
- 2 統計法に基づく統計調査等に係る個人情報については、統計法において

秘密保護などの規定が整備され、適正な管理が求められており、また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）の適用がないことなどから、この条例を適用しないこととしたものである。

3 第3号は、図書館その他これに類する施設において、市民の利用に供する目的で管理されている図書等に記録されている個人情報については、当該施設の利用規程等に従って閲覧等が行われていることから、この条例を適用しないこととしたものである。

4 「施設」（第3号）とは、図書館のほか、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧等に供することを事務事業として行っている施設をいい、公の施設か事務所であるかを問わない。

5 「図書等に記録されている個人情報」（第3号）には、管理されている図書等に直接記録されている個人情報の他、当該図書等の検索を容易にするために保有している同一の個人情報を含むものとする。

（第2項関係）

1 第1号は、刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報については、開示請求等及び審査請求に関する規定を適用しないことを定めたものである。

これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等（少年事件にあっては、少年の前歴）を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになることから、開示を受けた保有個人情報を雇用主等が提出させ、前科の有無等の確認するための手段として利用するなどと、前科等がある者の社会復帰や更生保護上問題が生じ、その者の不利益になるおそれがあるからである。

2 「更生緊急保護」（第1号）とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項に基づき行われる応急的な保護措置をいう。

3 「恩赦」（第1号）とは、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものである。恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。

- 4 第2号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）により改正された法律その他の法律で、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている保有個人情報については、開示請求等及び審査請求に関する規定を適用しないことを定めたものである。
- 5 第2号に該当する保有個人情報は次のようなものがある。
- (1) 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに戸籍法第48条第2項に規定する書類に記録されている保有個人情報（戸籍法第129条）
 - (2) （刑事）訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報（刑事訴訟法第53条の2第2項）

(委任)

第71条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第1 趣旨

本条は、条例を施行するに際して必要な事項を市長が規則により統一的に定めることとしたものである。

第2 解釈

「条例の施行に関し必要な事項」とは、個人情報取扱事務の届出事項、開示等の請求書及び決定通知書等の様式、開示請求等の手続、出資法人等の範囲等をいう。

第8章 罰則

第72条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、第16条の2に規定する派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者、第17条第3項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第64条第3項に規定する指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報データファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項において「個人情報データファイル」とは、保有個人情報（第64条第3項に規定する指定管理業務に従事している者が当該指定管理業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該指定管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして、指定管理者等が保有しているもの（文書、図画又は電磁的記録に記録されているものに限る。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第1 趣旨

本条は、個人情報が電子計算機処理されている個人情報データファイルのうち、個人の秘密に属する事項を含むものは特に保護する必要があるため、本条に定める行為を行つた実施機関の職員等、受託業務の従事者等及び指定管理業務の従事者等に対する罰則を定めたものである。

第2 解釈

（第1項関係）

- 1 「実施機関の職員若しくは職員であつた者」とは、条例第16条に規定する「実施機関の職員又は職員であつた者」と同義である。
- 2 「第16条の2に規定する派遣労働者若しくは派遣労働者であつた者」とは、派遣元会社と実施機関の締結した労働者派遣契約に基づき、実施機関の業務に従事している者又は従事していた者である。
- 3 「第17条第3項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事して

いた者」とは、実施機関から委託された個人情報の取扱いに従事している者又は従事していた者（以下「受託業務の従事者等」という。）である。再委託された業務に従事している者又は従事していた者も含む。

4 「第64条第3項に規定する指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、指定管理者が管理する本市の公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者である。指定管理者から委託された業務に従事している者又は従事していた者も含む。

5 「正当な理由」とは、法令行為（職務行為、法令により告知義務を負う場合、訴訟手続上の証人として証言しなければならない場合など）である場合、事務の目的を達成するために必要な範囲内で提供する場合、条例第11条第1項に基づき提供する場合、本人の承諾がある場合等をいう。

6 「秘密」とは、地方公務員法第34条の「秘密」と同義であり、一般に知られていない事実であって、他人に知られないことについて相当の利益を有するものをいう。

7 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」とは、個人情報データファイルの全部又は一部を複製した場合で、複製されたものが元の個人情報データファイルより記録されている個人の数が少ない場合や、加工し元の個人情報データファイルと異なったものとなっている場合も含むということである。

8 本条にいう「提供」とは、第三者が利用できる状況におくことをいい、直接手渡す場合だけではなく、ネットワークを通じた提供や、第三者が自由に出入りできるところに自由に閲覧できる状態で放置しておくような場合も含む。

9 本条から条例第76条までの罪は、本市外で犯した者についても適用するものである。

（第2項関係）

1 本項は、前項において規定する「個人情報データファイル」を定義したものである。

2 「保有個人情報（第64条第3項に規定する指定管理業務に従事している者が当該指定管理業務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該指

定管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして、指定管理者等が保有しているもの（文書、図画又は電磁的記録に記録されているものに限る。）を含む。…」とは、保有個人情報とは本来、条例第2条第2号に規定するものをいうが、本条及び第73条においては、指定管理業務に従事している者が作成等した個人情報でも保有個人情報として考えるということである。

- 3 「当該指定管理業務上作成し、又は取得した」とは、指定管理業務に従事している者が指定管理業務の範囲内において事実上作成し、取得したことをいい、指定管理者等として指定を受けた団体における指定管理とは別の業務において作成し、取得した場合を含まない。
- 4 「当該指定管理業務に従事している者が組織的に利用するもの」とは、個人情報指定管理業務に従事している個人の段階ではなく、組織として共用の実態を備えた状態、すなわち、当該指定管理者等の組織において業務上必要なものとして利用可能な状態に置かれているものをいう。したがって、個人的に保有するメモ書、資料等に含まれる個人情報は、これに該当しない。
- 5 「指定管理者等が保有している」とは、当該指定管理者が当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用、維持、管理、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態）をいう。したがって、当該指定管理者等以外の事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 6 「一定の事務の目的」とは、個人情報取扱事務、受託業務又は指定管理業務の目的の全部又は一部をいう。
- 7 「体系的に構成したもの」とは、①記録項目の内容、配列が同一である情報からなる集合物のほか、②そのようなものがいくつか集められたものであって、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることによって、全体として一定の事務を処理するものをいう。具体的には、データベース化されたものや、データベース化されたものがいくつも相互に関連しあって一つの又は複数の事務を処理するものをいう。

第73条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報
を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した
ときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第1 趣旨

本条は、保有個人情報が不正な利益を図る目的で提供されたり、盗用されたりすることのないように、本条に定める行為を行った実施機関の職員等、受託業務の従事者等及び指定管理業務の従事者等に対する罰則を定めたものである。

第2 解釈

- 1 「その業務」とは、実施機関の職員等においては職務をいい、受託業務の従事者等においては受託業務をいい、指定管理業務の従事者等においては指定管理業務をいう。
- 2 「不正な利益」とは、社会的に不正と評価される利益であり、経済的な利益に限らず、精神的利益も含まれる。
- 3 本条にいう「提供」とは、条例第72条第1項の「提供」と同義である。
- 4 「盗用」とは、不法に利用することをいう。

第74条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第1 趣旨

本条は、実施機関の職員が、職務に関係しないのに職権を濫用して市民から個人情報収集することがないように、罰則を定めたものである。

第2 解釈

- 1 「その職権を濫用して」とは、実施機関の職員の一般的職務権限に属する事項につき、職権行使に仮託して実質的、具体的に違法、不当な行為をすることをいう。
- 2 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、収集目的のほとんどすべてが、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的であることをいう。
- 3 「収集したとき」とは、文書等の有形の媒体を集める意思をもって自己の占有に置くことをいう。

第75条 実施機関の職員（給与又は報酬が支給されない特別職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職をいう。以下この条において同じ。）の職員及び法令により設置が義務付けられている特別職の職員を除く。以下この条において同じ。）又は職員であった者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。ただし、地方公務員法その他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第1 趣旨

本条は、個人の秘密を漏らした実施機関の職員に対する罰則について定めたものである。

第2 解釈

- 1 「給与又は報酬が支給されない特別職」とは、区政協力委員、民生委員、児童委員、保健環境委員、災害対策委員、災害救助地区本部員をいう。
- 2 「法令により設置が義務付けられている特別職」とは、以下に掲げる特別職である。
 - (1) 職の設置自体が、法令で定められている職
 - (2) 本市の規程で設けられている職のうち、法令の個別の規定に基づき制定が義務づけられる規程によって設置されている職
- 3 したがって、本条の対象となるのは、嘱託員や罰則の定めがない附属機関の委員等である。
- 4 「漏らしたとき」とは、秘密の内容をまだ知らない者に告知することであり、その手段、方法の如何を問わず、秘密の事項が記載されているものを放置しておくことも含む。
- 5 「地方公務員法その他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない」とは、法令に個人の秘密を漏らした際に適用される罰則がある場合は、その法令を適用し、本条は適用しないということである。具体例としては、一般職の職員には、地方公務員法上の守秘義務違反の罰則が適用されるため、本条の適用はないものである。その他の別段の定めとしては、資格に

着目した刑法（明治40年法律第45号）第134条の個人の秘密の漏示罪などがある。

第76条 第52条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第1 趣旨

本条は、審議会の委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

第2 解釈

審議会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務や守秘義務違反に対する罰則の適用がないが、条例第55条第1項に規定する調査権を有する審議会の委員が秘密を守ることに対する市民及び実施機関の信頼を確保するために罰則を設けているものである。

第77条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。
--

第1 趣旨

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すことを定めたものである。

第2 解釈

- 1 「偽りその他不正な手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして他人の保有個人情報の開示を受けることなどが考えられる。
- 2 本条は、適正な権利行使を担保することが目的であるので、刑罰ではなく秩序罰である「過料」としたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の名古屋市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第3章及び第4章の規定は、次に掲げる保有個人情報について適用する。

- (1) 平成12年10月1日以後に実施機関（議長を除く。）の職員が作成し、又は取得した行政文書に記録された保有個人情報
- (2) 昭和61年4月1日から平成12年9月30日までの間に実施機関（議長を除く。）の職員が作成し、又は取得した行政文書（この条例による改正前の名古屋市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第5号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に限る。）に記録された保有個人情報。ただし、昭和61年4月1日から同年5月31日までの間に実施機関の職員が作成し、又は取得した昭和60年度の予算に係るものを除く。
- (3) 平成12年9月30日までに実施機関（議長を除く。）の職員が作成し、又は取得した行政文書（旧条例第2条第6号に規定する磁気テープ等に限る。）に記録された保有個人情報
- (4) 施行日以後に議長の職員が作成し、又は取得した行政文書に記録された保有個人情報
- (5) 平成16年4月1日以後施行日前に議長の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書又は磁気テープ等に限る。）に記録された保有個人情報

(経過措置)

- 3 この条例の施行により新たに個人情報取扱事務に含まれることとなる事務については、第6条第1項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読

み替えて同項の規定を適用する。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第14条の規定によりされている個人情報の開示の請求は、新条例第19条の規定による開示請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第23条第1項の規定によりされている不服申立ては、新条例第48条第1項の規定による不服申立てとみなす。
- 6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第24条第1項の規定によりされている是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。
- 8 旧条例第25条第1項の規定により置かれた名古屋市個人情報保護審議会は、施行日において、新条例第51条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方独立行政法人の設立に関する特例）

- 10 地方独立行政法人（本市が設立するものに限る。以下同じ。）の設立に際して行われる実施機関が所管する個人情報取扱事務における保有個人情報の当該地方独立行政法人への移管については、第8条第2項及び第11条の規定を適用しない。
- 11 地方独立行政法人の設立の際現に実施機関に対して行われている開示請求、訂正請求、消去・利用停止請求、不服申立てその他の行為（実施機関から当該地方独立行政法人に所管が変更される個人情報取扱事務における保有個人情報に係るものに限る。）は、当該地方独立行政法人の設立後は、当該地方独立行政法人に対して行われた開示請求、訂正請求、消去・利用停止請求、不服申立てその他の行為とみなす。
- 12 地方独立行政法人の設立前に実施機関が行った開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求に対する決定、審議会への諮問その他の行為（実施機関から当該地方独立行政法人に所管が変更される個人情報取扱事務における保有個人情報に係るものに限る。）は、当該地方独立行政法人の設立後

は、当該地方独立行政法人が行った開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求に対する決定、審議会への諮問その他の行為とみなす。

- 13 地方独立行政法人の設立の日の前日において実施機関が行っている個人情報電子計算機処理が、当該地方独立行政法人の設立により、当該地方独立行政法人と他の実施機関との間で第15条に規定する電子計算機の結合となるときは、当該電子計算機の結合については、同条の規定にかかわらず、その設立の日から1年を経過する日までは、審議会の意見を聴くことを要しない。

第1 趣旨

- 1 第1項は、この条例の施行期日について定めたものである。
- 2 第2項は、この条例が適用される保有個人情報について定めたものである。
- 3 第3項から第9項までは、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 4 第10項から第13項までは、本市が地方独立行政法人を設立する際の個人情報の取扱いの特例を定めたものである。

第2 解釈

- 1 第1項の施行期日は、行政機関個人情報保護法等の施行の日にあわせて平成17年4月1日にしたものである。
- 2 第3項は、この条例の施行に際し新たに個人情報取扱事務となる個人事業者に関する事務については、この条例の施行後速やかに市長に届け出ることを定めたものである。
- 3 第4項は、この条例の施行の際、名古屋市個人情報保護条例（平成8年名古屋市条例第28号。以下「旧条例」という。）に基づき、現にされている個人情報の開示の請求であって、開示決定等がされていないものについては、この条例による開示請求とみなし、開示決定等を行う趣旨である。
- 4 第5項は、この条例の施行の際、現にされている行政不服審査法の規定に基づく不服申立てについては、この条例の施行後はこの条例の手續に基づくことを定めたものである。

- 5 第6項は、前2項で定めるほか、この条例の施行の際、旧条例に基づき、現にされている請求であって、決定がされていないものについては、この条例による請求とみなすことや、旧条例第12条等の規定により審議会の意見を聴いたものについては、改めてこの条例の規定による審議会の意見聴取を必要としないことを定めたものである。
- 6 第7項は、この条例の施行直前に旧条例第24条の規定によりなされた是正の申出については、旧条例の規定により処理することを定めたものである。
- 7 第9項は、この条例の施行前になされた行為には、旧条例の罰則が適用され、この条例の罰則が遡及して適用されることはないことを定めたものである。
- 8 第10項は、本市が新しく地方独立行政法人を設立した際には、既存の実施機関から個人情報等を当該地方独立行政法人に提供し、その反対に当該地方独立行政法人は既存の実施機関から取得することになるが、これらの行為には、本人外取得を禁止した第8条第2項並びに利用及び提供を制限する第11条を適用することなく、円滑に個人情報取扱事務及び保有個人情報の移管ができるようにしたものである。
- 9 第11項は、地方独立行政法人が設立される前に当該地方独立行政法人に移管される個人情報取扱事務における保有個人情報に対してなされた開示請求、訂正請求、消去・利用停止請求、不服申立てその他の行為（以下「設立前請求等」という。）について、当該地方独立行政法人の設立までにその処理がなされていない場合は、設立前請求等は当該地方独立行政法人に対してなされたものとみなし、当該地方独立行政法人が設立前請求等を条例に基づいて処理しなければならないこととしたものである。
- 10 第12項は、地方独立行政法人が設立される前に当該地方独立行政法人に移管される個人情報取扱事務における保有個人情報に対して実施機関が行った開示請求、訂正請求及び消去・利用停止請求に対する決定、審議会への諮問その他の行為（以下「設立前決定等」という。）については、当該地方独立行政法人が行ったものとみなし、設立前決定等に対する不服申立て等については、当該地方独立行政法人が処理しなければならないことと

したものである。

- 11 第13項は、これまで実施機関であったところが、地方独立行政法人に移行することにより、本市が設立した地方独立行政法人と当該地方独立行政法人以外の実施機関との間で条例第15条に定める電子計算機の結合が生じる場合は、本来であれば、実施機関は、電子計算機の結合について審議会の意見を聴かなければならない。しかし、暫定的に移行事務等のために電子計算機の結合が必要になることが考えられるため、一年の猶予期間を設けて、電子計算機の結合を当該地方独立行政法人の設立の日から一年の間に終了するものについては、審議会の意見を聴く手を免除したものである。ただし、この場合においても、条例第15条に規定する個人情報の保護対策等をとらなければならない。

また、暫定的な電子計算機の結合ではなく、当該地方独立行政法人の設立の日から一年を超えて電子計算機の結合を行う場合については、実施機関は、設立の日から一年を経過する日までに審議会の意見を聴いて、当該電子計算機の結合の必要性等について判断しなければならないものである。